

最近の証券取引等監視委員会 の活動と今後の課題

平成25年1月15日

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課長 鈴木 恭人

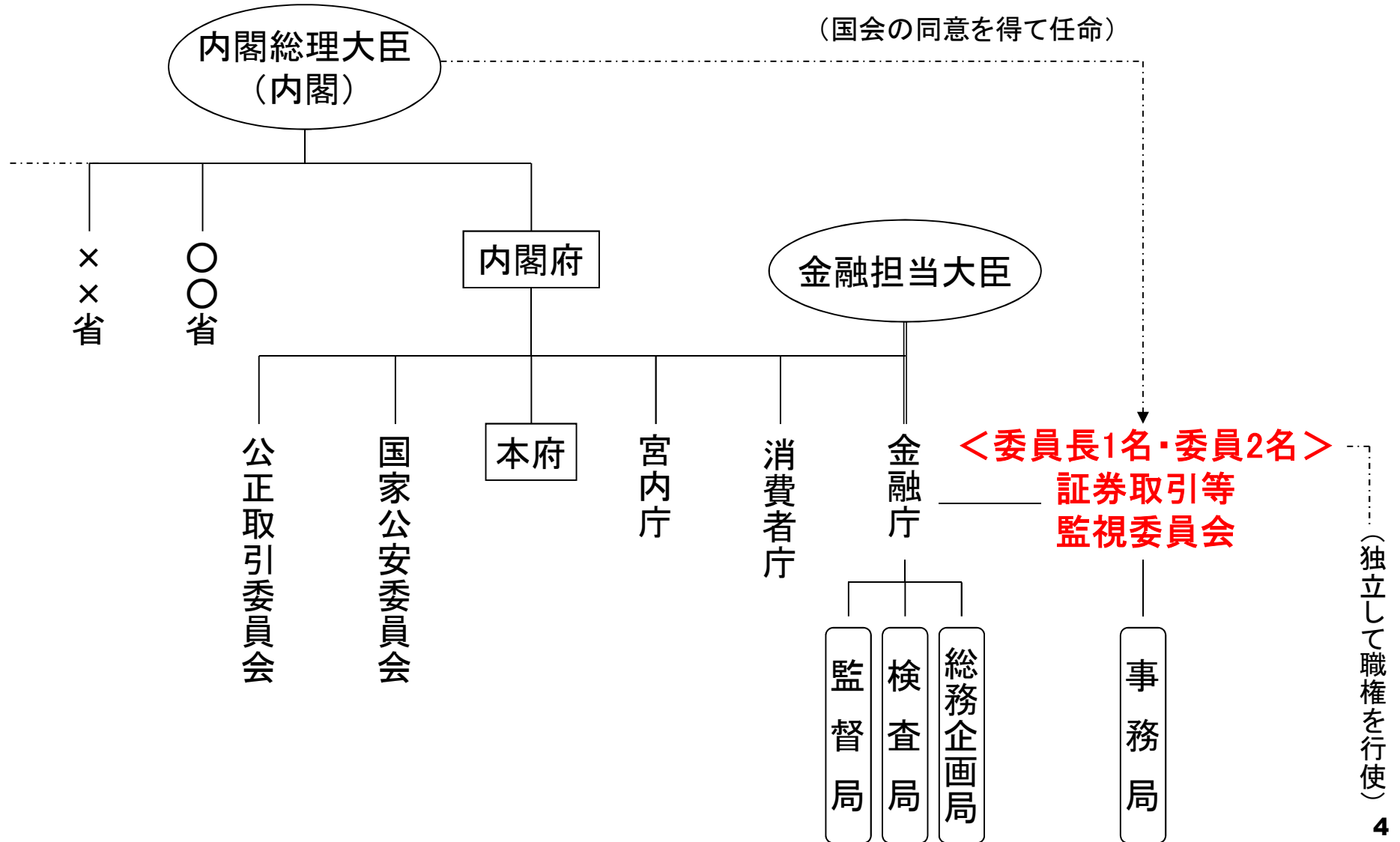
日経平均株価の推移



証券取引等監視委員会とは

- 金融庁(内閣府の外局)に置かれた合議制の機関。
1992(H4)年発足。
- 委員長・委員(2名)は、衆・参両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命。独立してその職権を行使。
- 主な仕事:
 - ①証券検査
 - ②証券市場の市場監視
(インサイダー取引、相場操縦、粉飾等の調査・摘発)
- 事務局(含財務局)の職員数は704人(H23年度末定員)。
※ 202人(1992年度)→251人(2000年度)→704人

国の行政機構における証券監視委



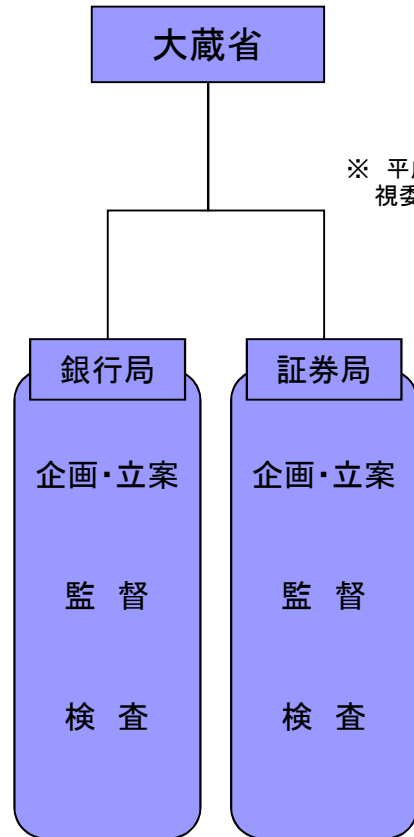


金融行政機構の改革



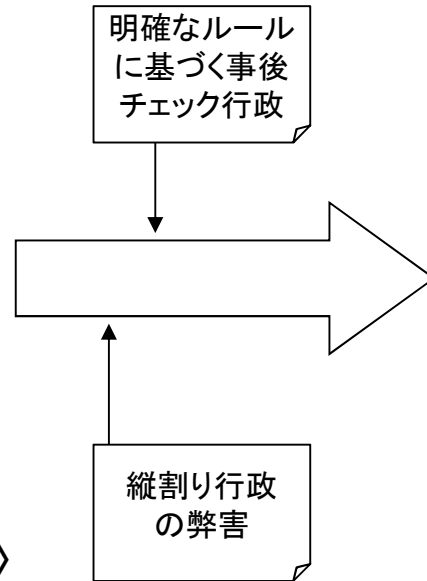
(旧)

(新)

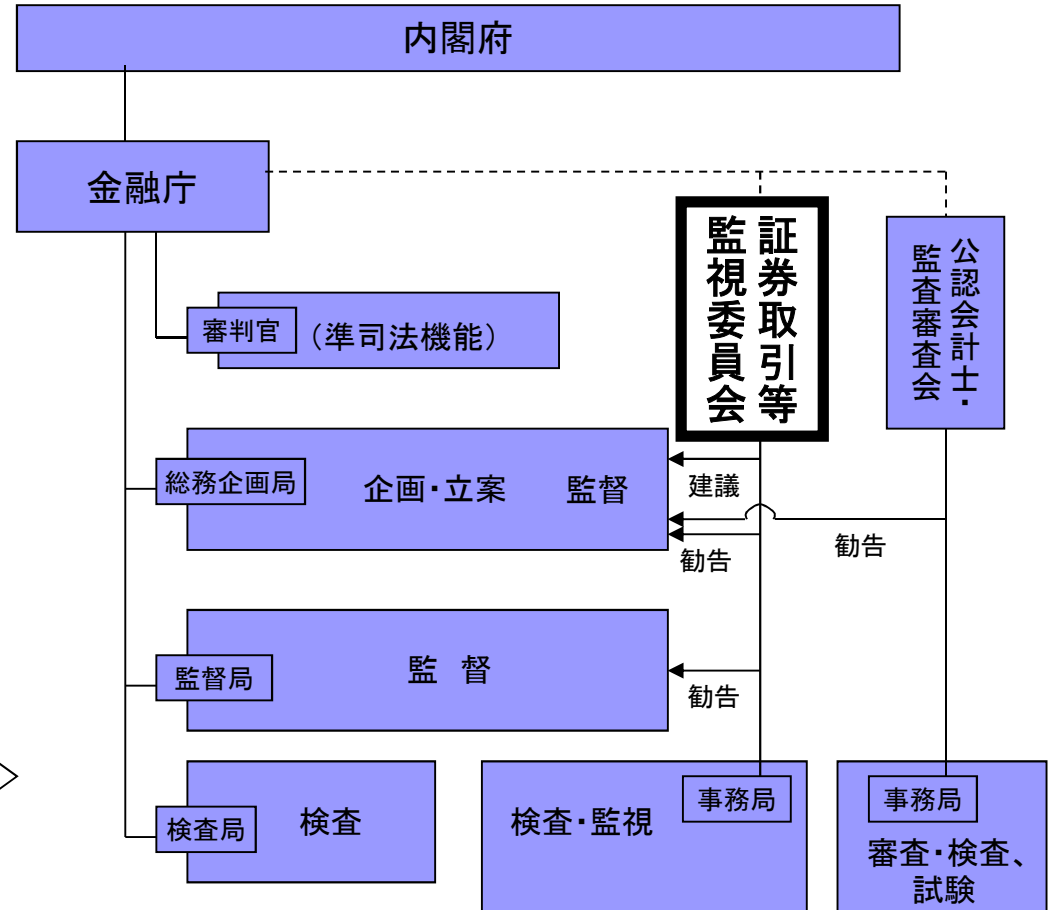


※ 平成4年の証券取引等監視委員会発足以前の姿

〈業態別縦割りの編成〉



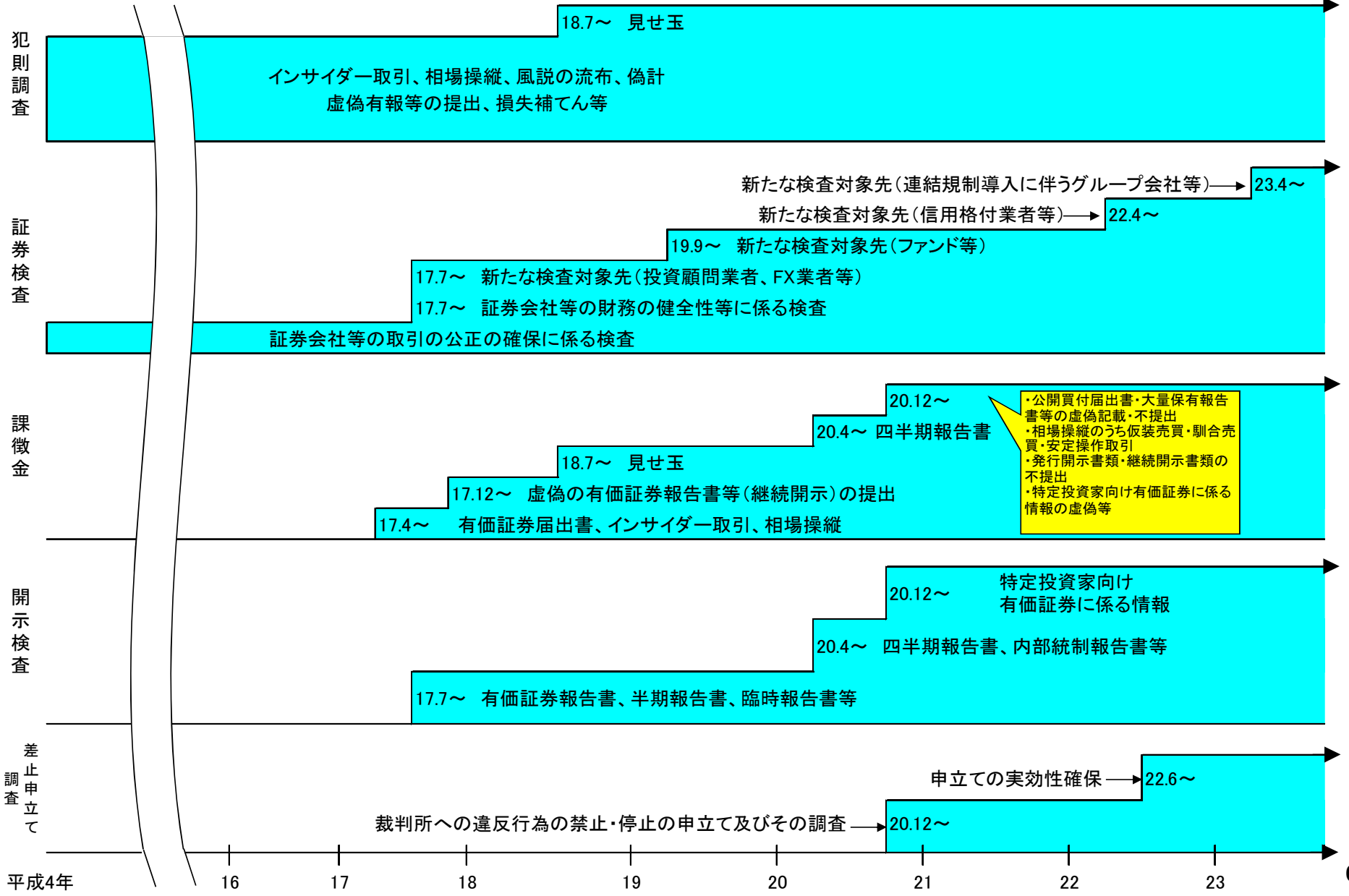
〈中央省庁等改革〉



〈業態横断的な機能別の編成〉

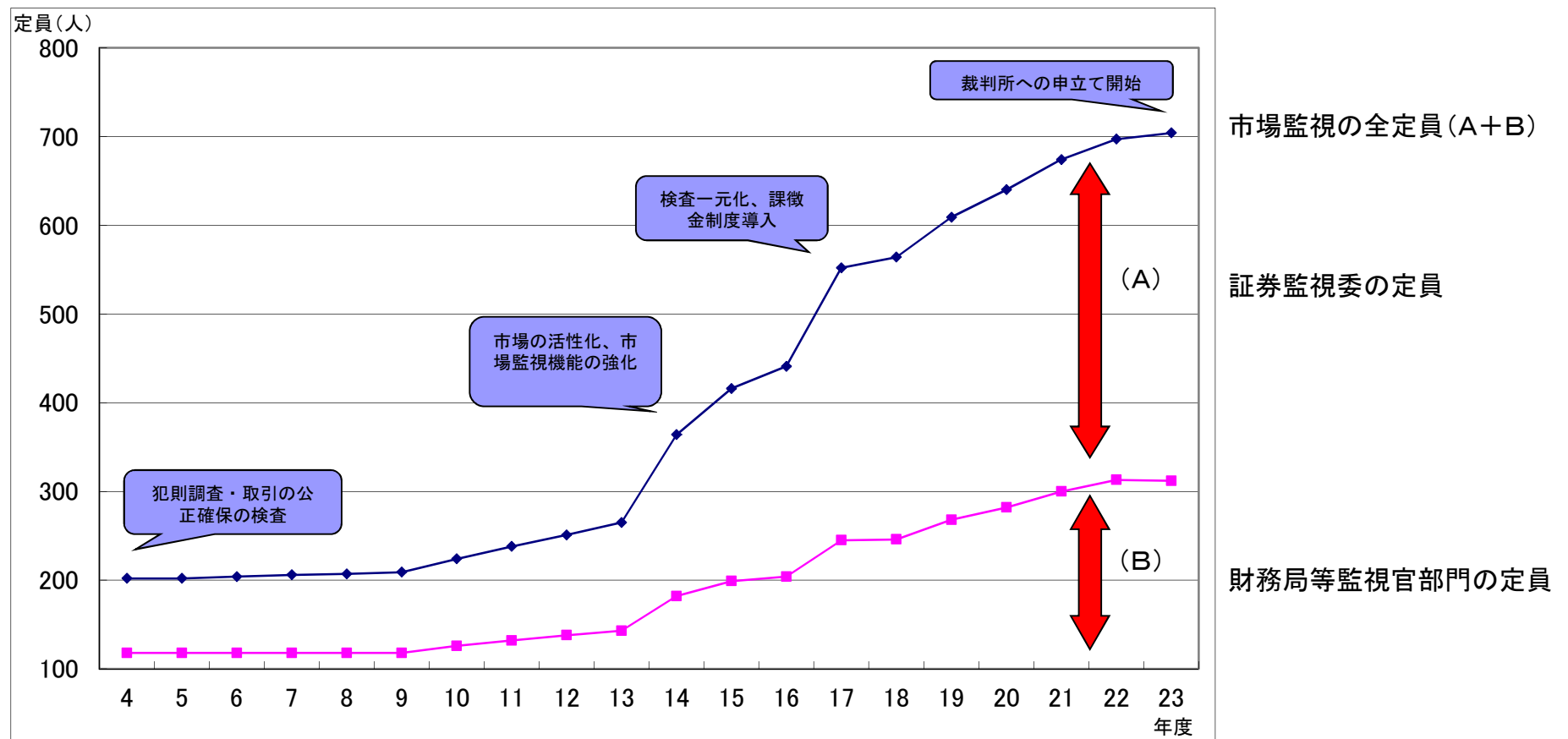
〈独立した監視委員会と監査審査会の検査・監視等による市場監視体制の確立〉

証券監視委の市場監視活動の主な推移



証券監視委の定員の推移

証券監視委の定員は、平成4年7月の設立時に202名（うち財務局等は118名）であったが、検査一元化、課徴金制度の導入等により、704名（うち財務局等は312名）に増員された。



証券取引等監視委員会 第7期活動方針(抄)

～公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～

H23年1月18日

1. 証券監視委の使命 … 市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視
2. 基本的な考え方
 - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現
 - (2) 市場規律の強化に向けた働きかけ
 - (3) 市場のグローバル化への対応
3. 重点施策
 - (1) 包括的かつ機動的な市場監視
 - (2) 不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
 - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な検査・調査の実施
 - (4) 課徴金制度の一層の活用
 - (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
 - (6) 自主規制機関などとの連携

証券取引等監視委員会 第7期活動方針

公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

23年1月18日

1. 証券監視委の使命

証券取引等監視委員会(証券監視委)は、引き続き、

- 市場の公正性・透明性の確保
- 投資者の保護

を目指して市場監視に取り組んでいきます。

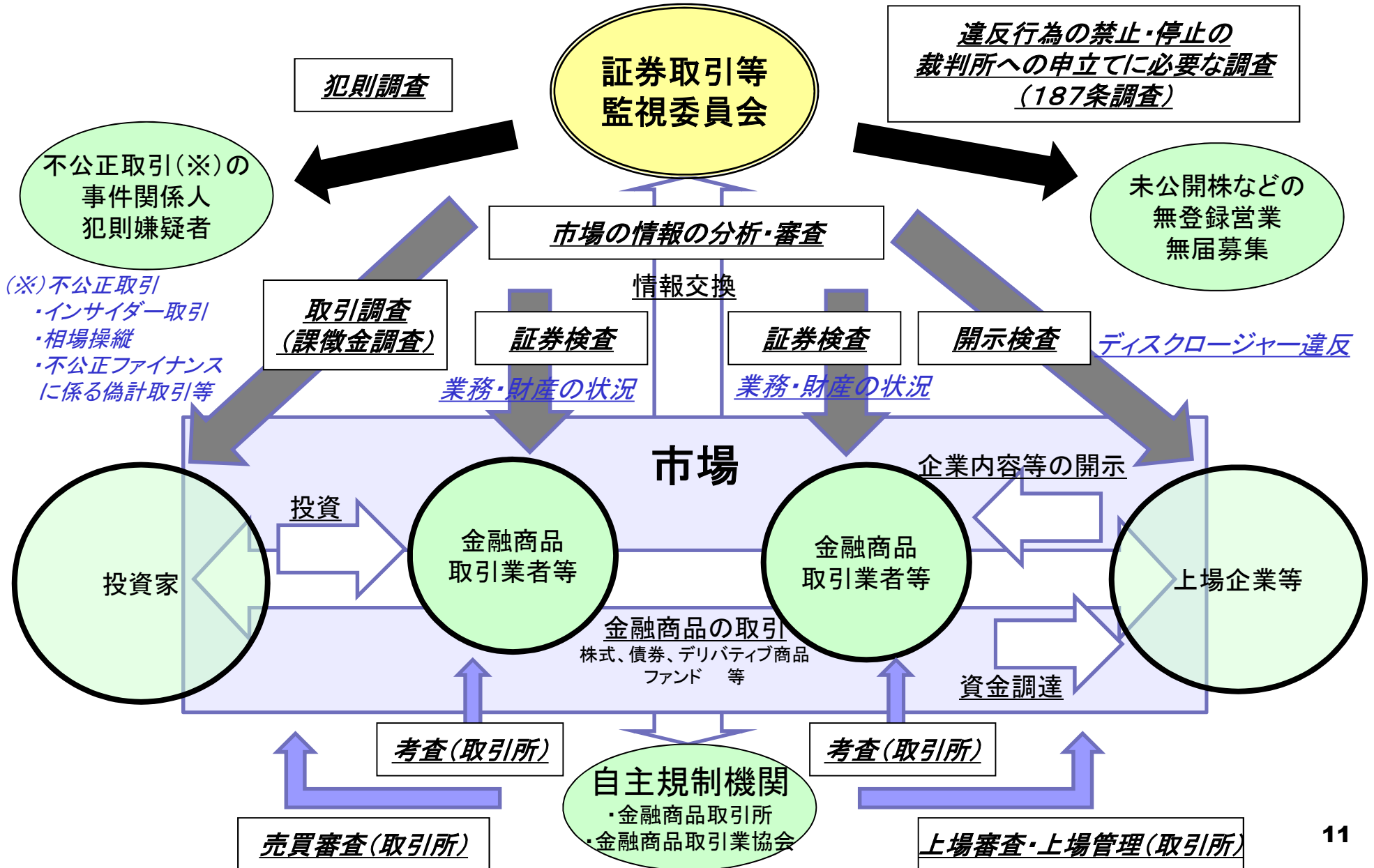
2. 基本的な考え方

国際的な金融危機の発生とこれを受けた国際的な規制枠組みの再構築が行われる中、これらを踏まえて金融商品取引法の累次の改正や金融商品・取引のイノベーションが進むなど、我が国市場を取り巻く状況はダイナミックに動いています。証券監視委は、こうした大きな変化に対応し、「**市場の公正を汚す者には恐れられ、一般投資家には心強い存在**」であるべく、3つの基本的な考え方に則ってその使命の達成に取り組んでいきます。

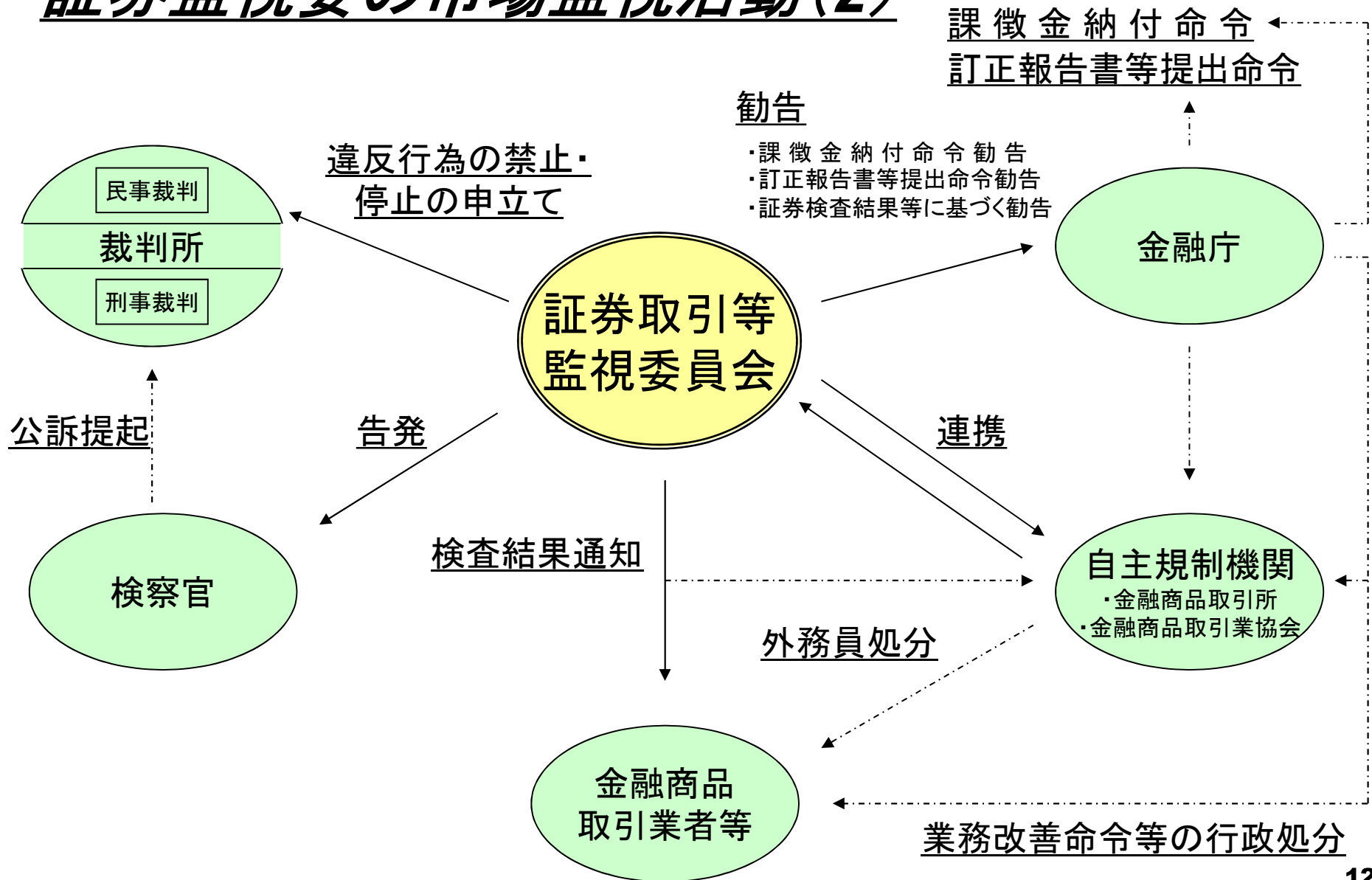
(1) 機動性・戦略性の高い市場監視の実現

- ▶ 証券監視委の持つ、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査、犯則調査といった手段を戦略的に活用し、迅速かつ効果的な市場監視を行います。
- ▶ その際、市場の動きや違反行為の動向、国際的な検査・監督などを踏まえてタイムリーかつ機敏に対応するとともに、顕在化しつつあるリスクに対しても将来に備えた機動的な対応を目指します。
- ▶ また、自主規制機関などとの連携を強め、全体としての市場監視の効果を上げていきます。

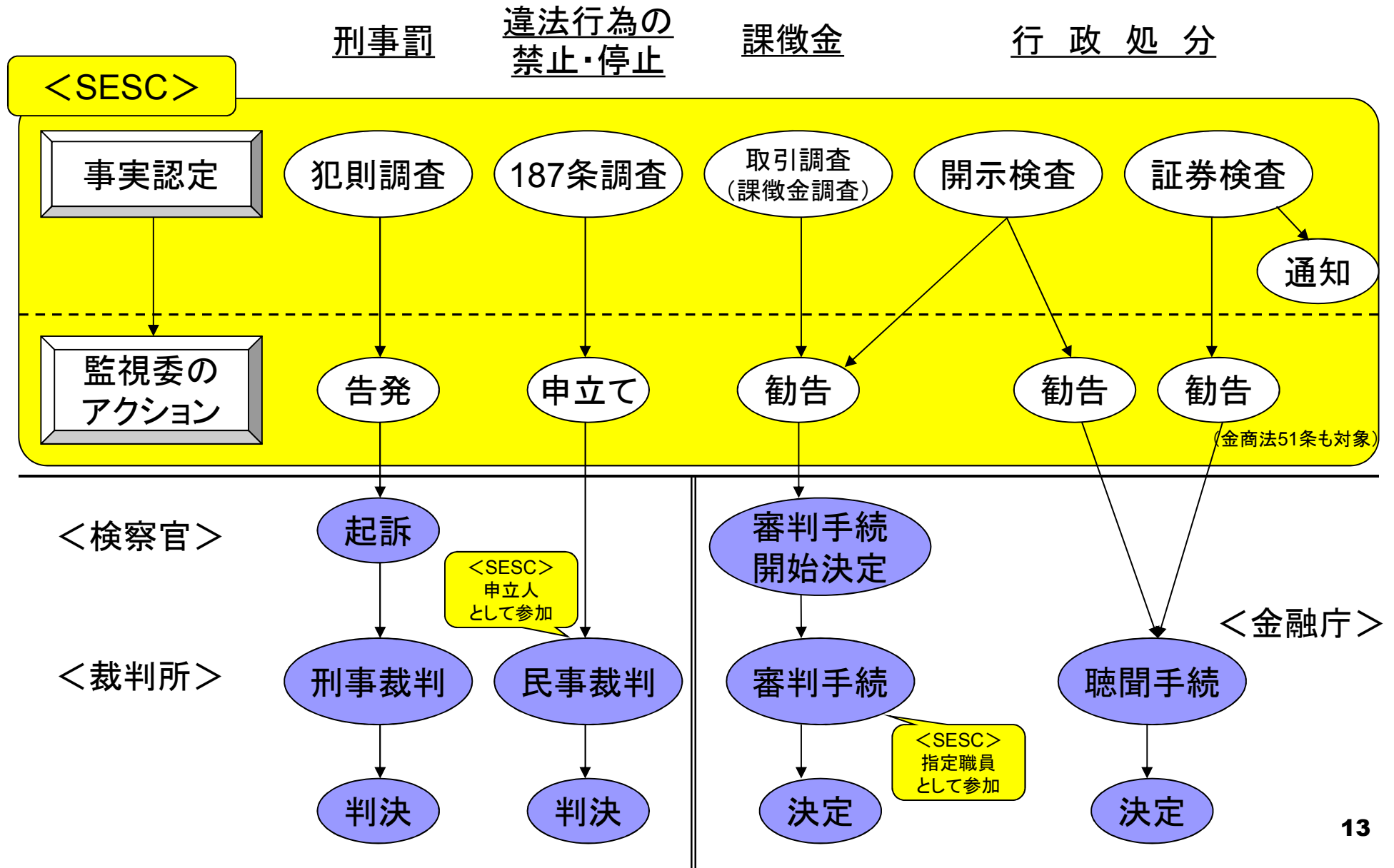
証券監視委の市場監視活動(1)



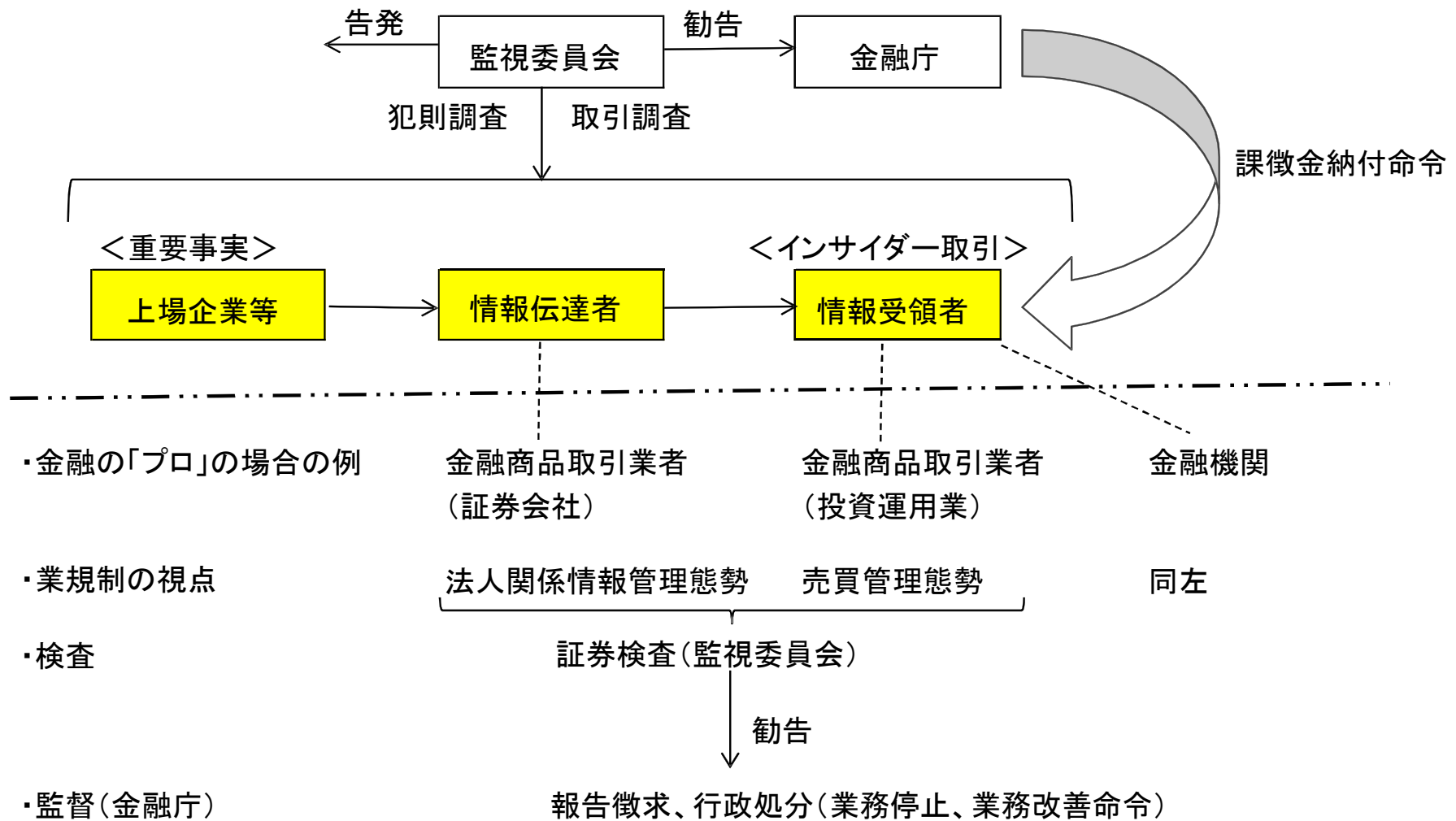
証券監視委の市場監視活動(2)



証券監視委の市場監視活動(3)



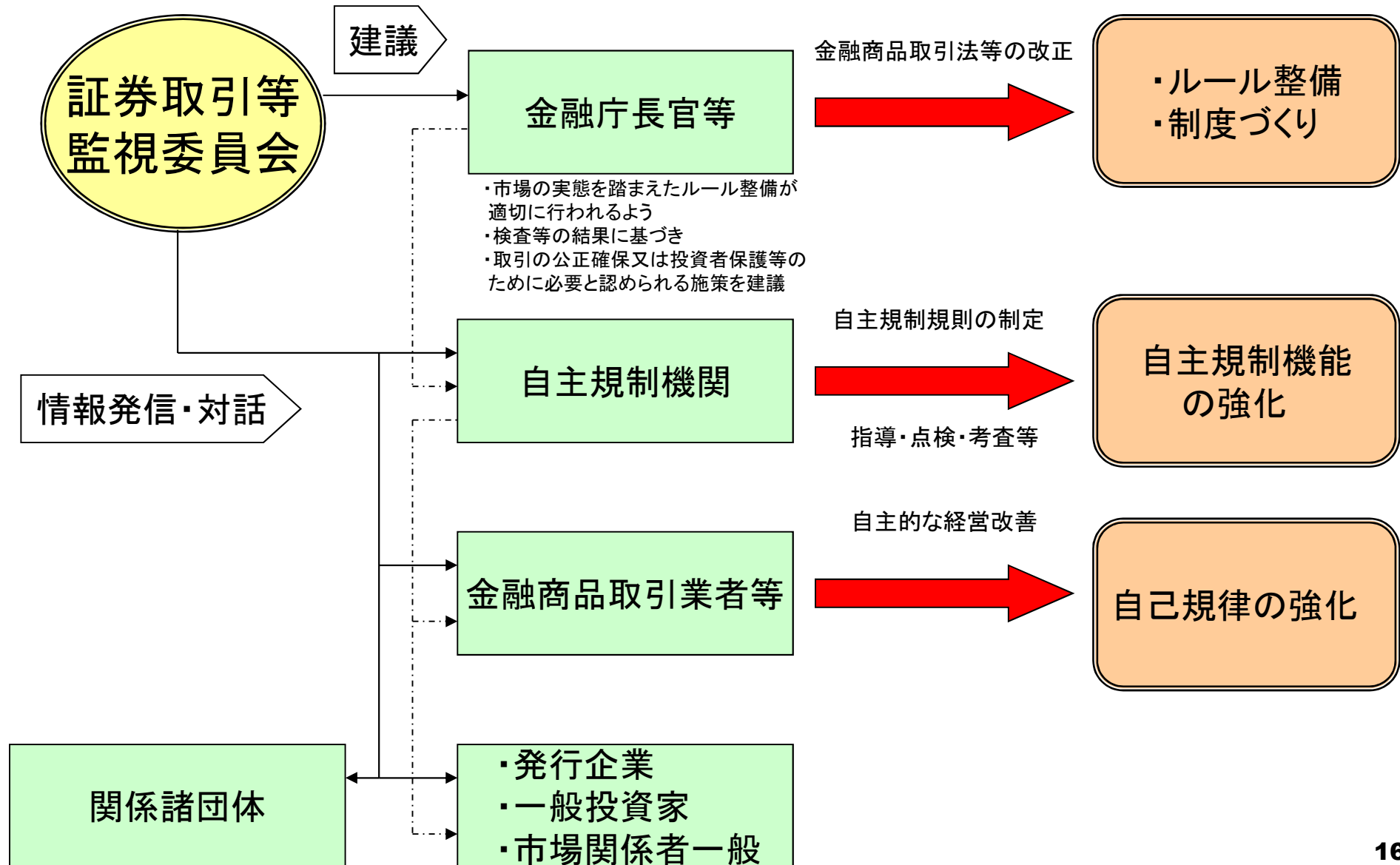
金融の「プロ」によるインサイダー取引への行政対応の選択肢



(2) 市場規律の強化に向けた働きかけ①

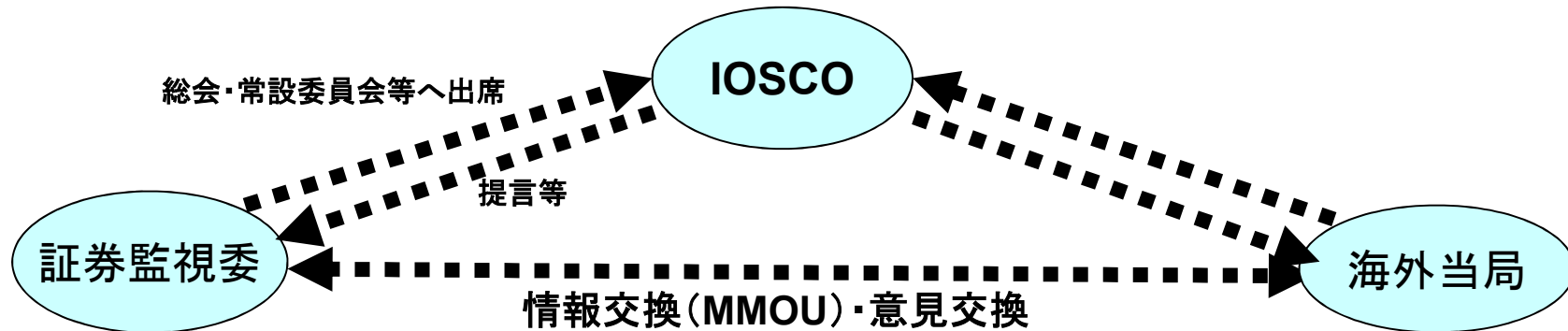
- ▶ 市場監視から得られた問題意識を、建議などを通じて、金融庁をはじめとする関係機関によるルール整備、制度づくりに反映させていきます。
- ▶ 各市場参加者による自主的な取組みを通じた市場規律機能が強化されるよう、自主規制機関等を通じて各市場参加者に積極的に働きかけていきます。
- ▶ そのため、市場参加者との対話、市場への情報発信も強化していきます。

(2) 市場規律の強化に向けた働きかけ②



(3) 市場のグローバル化への対応

- ▶クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視



- ▶グローバルに活動する大規模な証券会社等に対しては、国際的な検査・監督の枠組みを積極的に活用した検査対応



- ▶人材育成や体制整備の推進





IOSCO多国間MOU署名国一覧 (2012年4月現在)

署名国・地域(82当局)

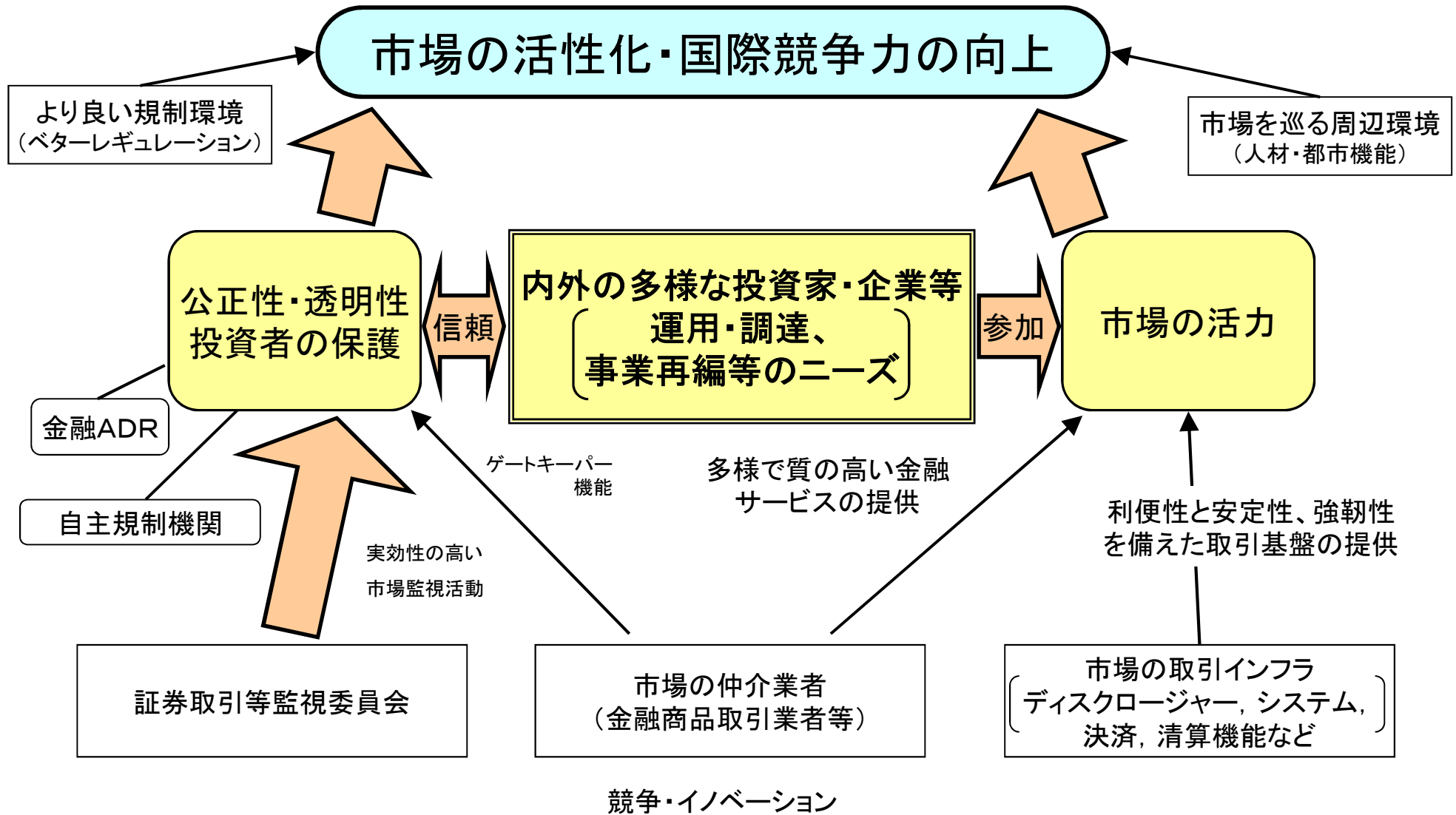
※左から右に、署名年月日順に記載

欧州 (38)	ギリシャ	ポルトガル	フランス	ジャージー	英国
	スペイン	ハンガリー	リトアニア	イタリア	ポーランド
	ドイツ	スロバキア	ベルギー	マン島	マルタ
	デンマーク	ノルウェー	チェコ	ルクセンブルグ	フィンランド
	オランダ	ルーマニア	ガーンジー	モンテネグロ	アルバニア
	クロアチア	スロベニア	キプロス	スルプスカ	オーストリア
	ブルガリア	セルビア	スイス	アイスランド	マケドニア
	エストニア	リヒテンシュタイン	スウェーデン		
北米・中南米 (13)	オンタリオ州 (カナダ)	米国 SEC	ケベック州 (カナダ)	米国 CFTC	メキシコ
	アルバータ州 (カナダ)	ブリティッシュ コロンビア州 (カナダ)	英領バージン 諸島	バミューダ	ケイマン諸島
	ブラジル	ウルグアイ	コロンビア		
アジア (14)	香港	インド	スリランカ	シンガポール	マレーシア
	中国	金融庁(日本)	タイ	モルディブ	韓国
	パキスタン	台湾	経産省(日本)	農水省(日本)	
大洋州(2)	オーストラリア	ニュージーランド			
中東 (8)	トルコ	イスラエル	ドバイ	バーレーン	ヨルダン
	サウジアラビア	シリア	オマーン		
アフリカ (7)	南アフリカ	ナイジェリア	モロッコ	ケニア	西アフリカ 経済通貨連合
	チュニジア	タンザニア			



証券監視委としては、このような考え方にに基づき、その総合力を発揮した実効性の高い市場監視を通じて公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。

(参考)証券監視委の市場監視活動と市場の活性化・国際競争力



重点施策(1) 包括的かつ機動的な市場監視

- ▶ 市場監視の空白を作らないよう、発行市場・流通市場全体に目を向けるとともに、クロスボーダー取引への監視を強化していきます。
- ▶ 見かけ上は法令違反といえないような取引等についても幅広く注意を払っていきます。
- ▶ 幅広い情報収集と、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行い、機動的な市場監視に役立てていきます。
- ▶ クロスボーダー取引による違反行為に対しては、証券当局間の情報交換枠組み等を通じ、海外当局からの情報提供による摘発や、海外当局への調査依頼等により適切な対応を行います。

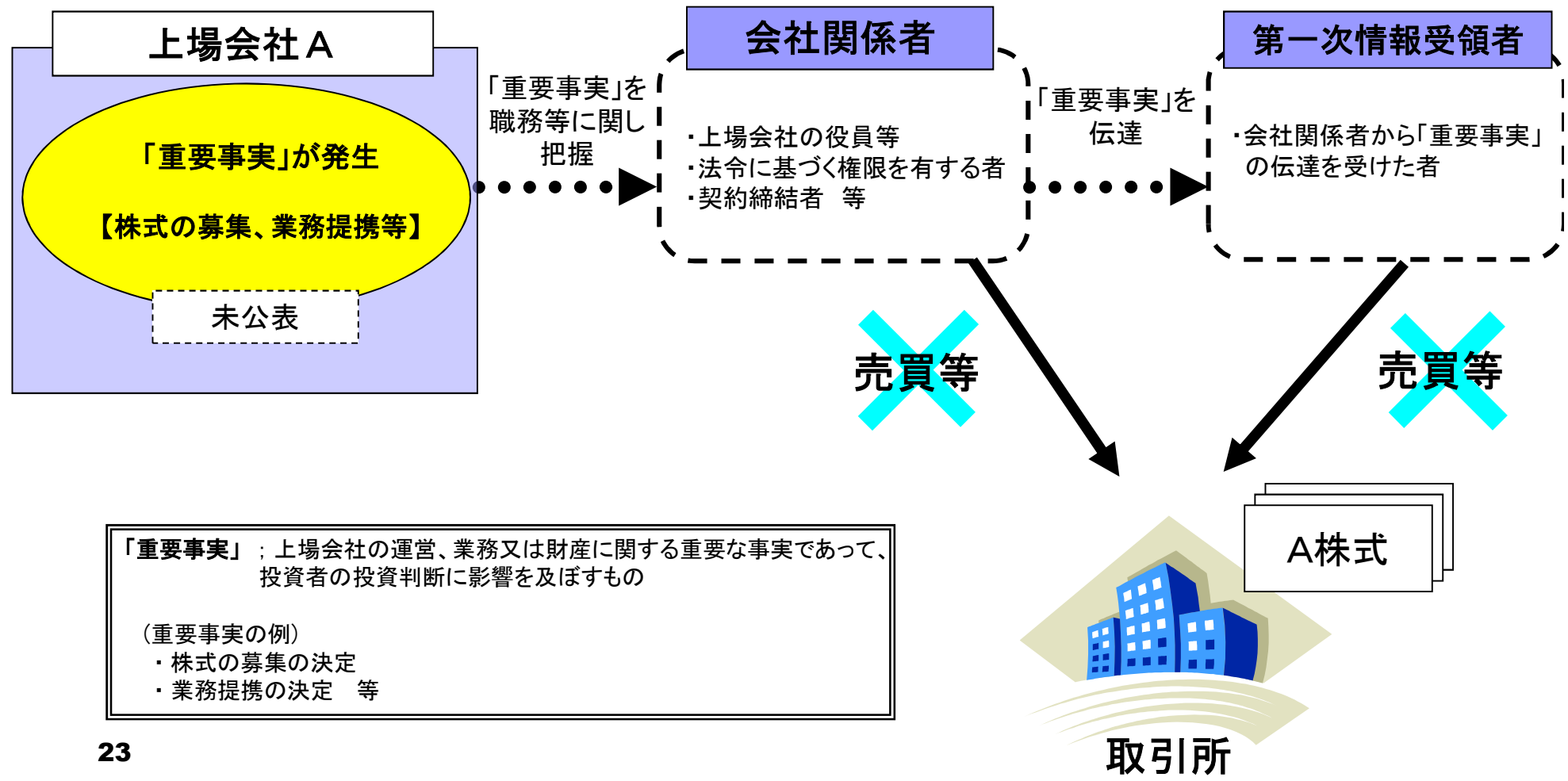
重点施策(2)

不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応

- ▶ インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンスに係る偽計取引や虚偽記載などの違反行為に対して引き続き厳正に対応していきます。
- ▶ 不公正取引規制に係る制度のあり方に関し、調査結果を踏まえ積極的に必要な貢献を行っていきます。

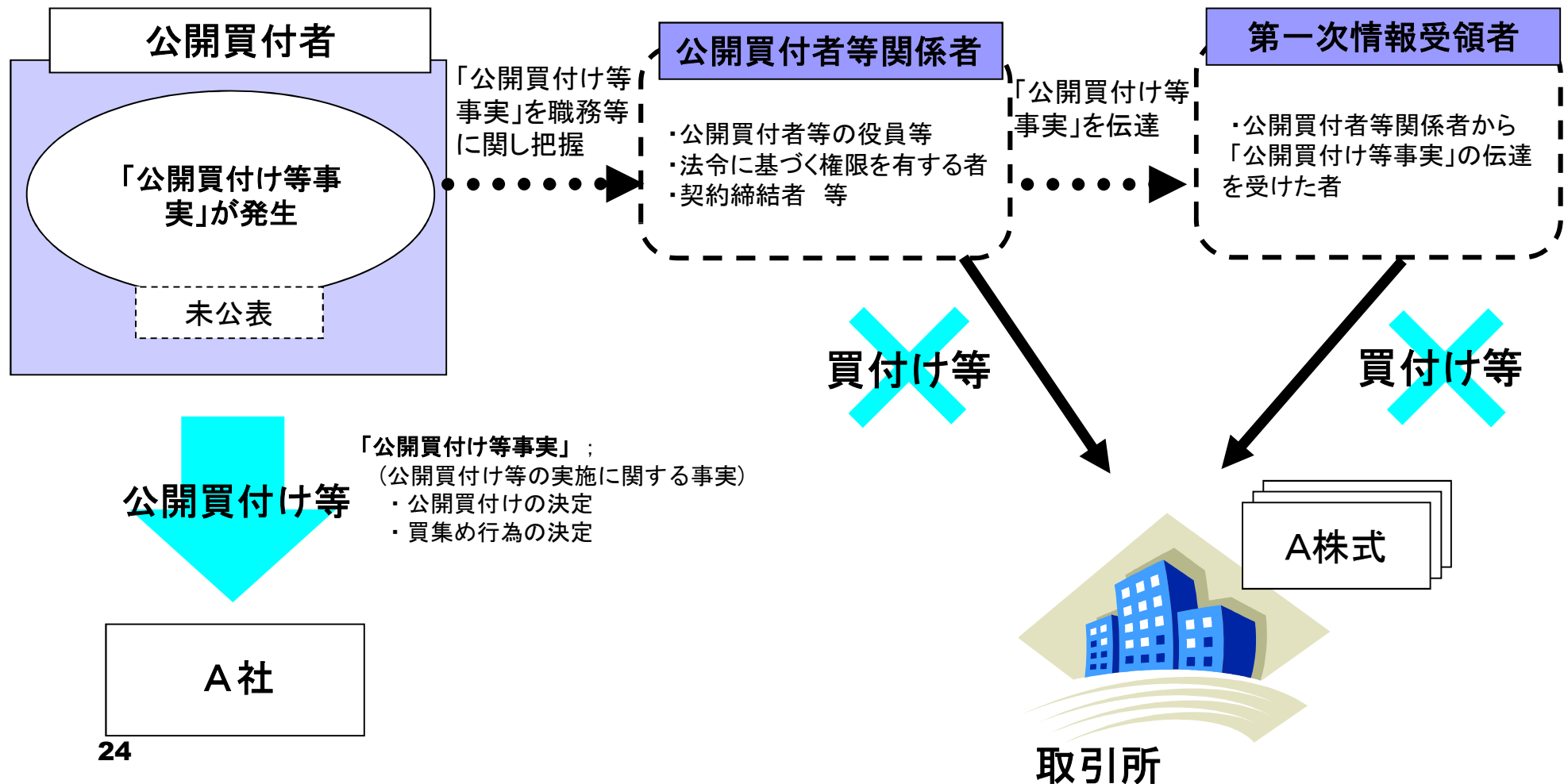
会社関係者のインサイダー取引規制(166条)

「会社関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「重要事実」を(職務等に関し)知りながら、その公表前に、当該会社の株式の売買等を行ってはならない。

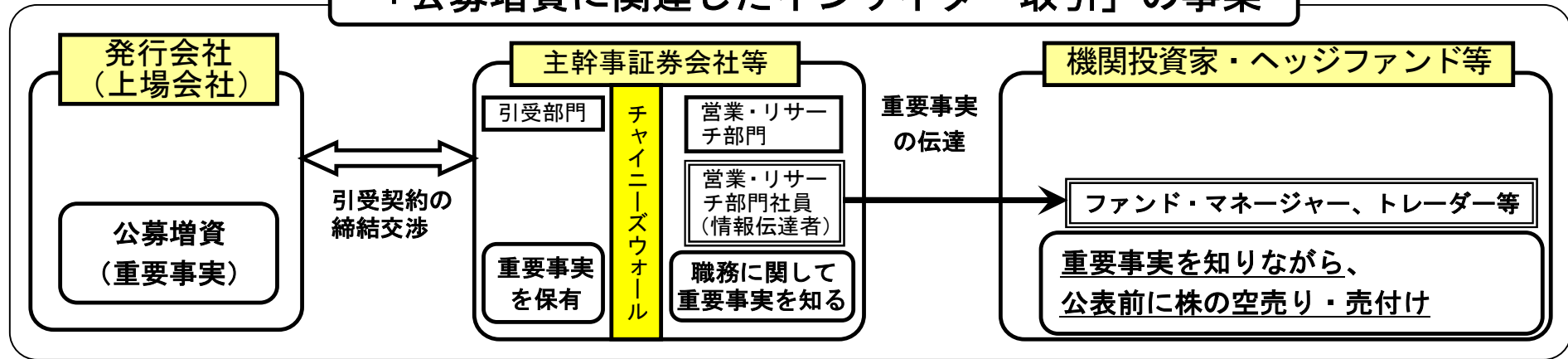


公開買付者等関係者のインサイダー取引規制(167条)

「公開買付者等関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「公開買付け等事実」を(職務等に関し)知りながら、その公表前に、当該会社の株式の買付け等を行ってはならない。



「公募増資に関連したインサイダー取引」の事案



発行会社	公募増資 公表日	主幹事証券会社等	インサイダー取引行為者	課徴金勧告日 (納付命令日)	課徴金額	〈参考〉 ファンドの 得た利得額	〈参考〉 違反行為の 取引金額
国際石油開発帝石	平成 22 年 7 月 8 日	野村證券	(旧) 中央三井アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	3 月 21 日 (6 月 27 日)	5 万円	1,455 万円	1 億 124 万円
日本板硝子	平成 22 年 8 月 24 日	J P モルガン	あすかアセットマネジメント	5 月 29 日 (6 月 26 日)	13 万円	6,051 万円	4 億 6,537 万円
みずほフィナンシャル グループ	平成 22 年 6 月 25 日	野村證券	(旧) 中央三井アセット信託銀行 (現) 三井住友信託銀行	5 月 29 日 (6 月 27 日)	8 万円	2,023 万円	1 億 8,418 万円
東京電力	平成 22 年 9 月 29 日	野村證券	ファースト・ニューヨーク証券 個人	6 月 8 日 (審判手続中)	1,468 万円 6 万円	— —	8,051 万円 44 万円
日本板硝子	平成 22 年 8 月 24 日	大和証券	ジャパン・アドバイザー合同会社	6 月 29 日 (審判手続終結)	37 万円	1,624 万円	5 億 4,178 万円
エルピーダメモリ	平成 23 年 7 月 11 日	野村證券	ジャパン・アドバイザー合同会社	11 月 2 日 (審判手続中)	12 万円	564 万円	3,041 万円

(注) ジャパン・アドバイザー合同会社については、監視委は6月29日に取引調査に基づき行政処分勧告を実施。これを受けて、関東財務局は同日同社に対して投資助言・代理業の登録取消しの処分を実施。

クロスボーダー取引に係る海外当局との連携事例

1. 海外当局による摘発事例

被処分者（処分）	摘発した海外当局	銘柄名	違反行為	海外当局による処分発表日
シンガポール政府投資公社の従業員（制裁金）	シンガポール通貨監督庁（MAS）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引	H16.10.21
英国ヘッジファンドのGLG Partners LP及びその元役員（制裁金）	英国金融サービス機構（FSA）	㈱三井住友フィナンシャルグループ	内部者取引	H18.8.1
クレディ・スイス（香港）リミテッドのトレーダー（懲戒処分）	香港証券先物委員会（SFC）	住友軽金属工業㈱	内部者取引	H18.12.13
香港の投資運用会社のオアシスマネジメントLLC及びその最高運用責任者（戒告処分、制裁金）	香港証券先物委員会（SFC）	㈱日本航空	相場操縦、不正行為	H23.9.15

2. 証券監視委による摘発事例

嫌疑者	連携した海外当局	銘柄名	違反行為	告発日
当該会社取締役会長	シンガポール通貨監督庁（MAS）	ジェイ・ブリッジ㈱	内部者取引	H21.4.27 （東京地裁判決はH21.12.10）

「不公正ファイナンス」とは

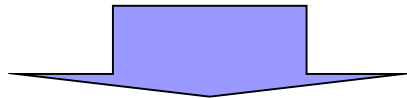
- 従来型の金融商品取引法上の不公正取引：
インサイダー、株価操縦、風説の流布等いずれも“流通市場”での犯罪
- しかし、単なる“流通市場”での問題にとどまらない不公正取引の増大
 - 株式の発行過程における不適切な行為
 - 架空増資(見せ金増資)
 - 不動産を過大評価した現物出資
 - 資金流出(開示目的外使用)
 - 既存株主の権利侵害(株式価値の希薄化)
 - 特定者の利益確保(特定者への利益供与)手段
 - 等、“発行市場”と絡めた“流通市場”での不公正な取引
- 証券の発行過程(増資等)及び流通市場における複数の不適切な行為を要素として構成される不公正な取引
⇒ “不公正ファイナンス”

- 例えば、第三者割当増資の場合...

- ① 株式の発行過程において

- ⇒ 第三者割当増資は、公募増資に比べ第三者のチェックが入り難い

- ⇒ 不適切な行為及びその隠蔽が発生するおそれ



- 既存株主の権利の希薄化

- ✓ 発行価格の不適切性
 - ✓ 発行数量の不適切性

- 会社支配権の異動

- ✓ 割当先選定の不適切性

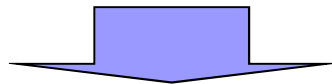
- 払込みの不適切性

- ✓ 資金回流、仮装増資、水増し増資の可能性(払込金の源泉、現物出資に当たっての出資対象財産の評価)

② 株式の流通市場において

⇒ 虚偽の情報開示又は情報の不開示（株式の発行過程における不適切な行為を隠すため）

⇒ 流通市場から不正かつ巨額の利益



➤ 虚偽の情報開示（不開示）

✓ 市場、投資家を騙し、自己の利益確保に有利な条件の創出

➤ 不正に入手した株式の売却

✓ カラ増資その他の方法によって不正に得た株式を売却

✓ 売却代金として証券市場から不正に資金を搾取

➤ その他、

✓ 相場操縦によって自己の利益確保に有利な条件を創出

✓ インサイダー取引による利益の獲得

などの方法が併用される。

⇒ 加えて、有価証券報告書の虚偽記載等の誘引、あるいは、反社会的勢力の関与などの問題も生じ得る

不公正ファイナンスを偽計罪(金商法158条)で告発した事例

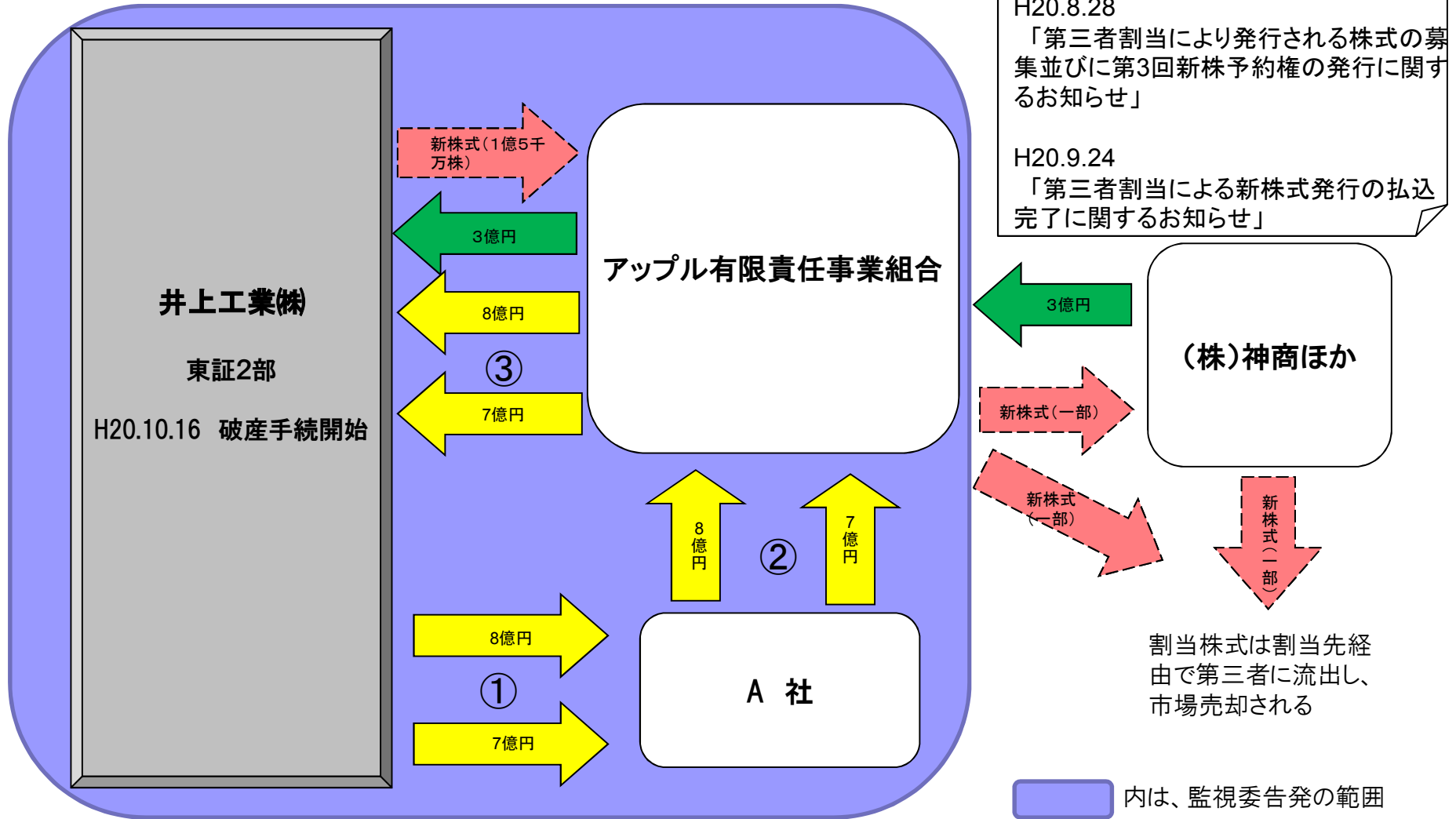
銘柄 (告発年月)	概要	判決	会社
ペイントハウス (21年7月)	経営不振に陥ったペイントハウスから、経営再建に係る支援の依頼を受けた投資顧問等を営む犯則嫌疑者が、同社に対し、自ら支配する投資ファンドを引受先として第三者割当増資をさせた上で、同社に払い込まれた株式払込金を直ちに社外流出させる一方、同投資ファンドが取得した同社株券を市場で売却して利益を得た事件。	22.2.18(東京地裁) 懲役2年6月(執行猶予4年) 罰金400万円 追徴金約3億147万円 22.11.30(東京高裁): 控訴棄却 23.3.23(最高裁): 上告棄却	18年7月 上場廃止 その後、(株)ティエムシーに商号変更 22年4月 破産開始決定
ユニオンホールディングス (21年12月)	ユニオンホールディングスの代表取締役であった犯則嫌疑者らが共謀の上、実体のない法人を設立し、これを割当先とする第三者割当増資及び第三者割当による新株予約権の発行を行う旨を公表の上、実際には本件増資の相当部分は見せ金による水増し増資であるのに、予定通り資本増強が行われた旨、虚偽の公表を行い、株価を上昇維持させた上で、本件増資に係る新株等を売却した事件。	22.8.18(大阪地裁) 当該会社代表取締役: 懲役3年(執行猶予5年) 罰金300万円 追徴金約2億5529万円 当該会社: 罰金3000万円	22年2月 上場廃止
トランスデジタル (22年3月)	トランスデジタルが資金繰りに行き詰まって経営破たん陥る直前に第三者割当により発行した新株予約権の行使に係る増資について、入金した払込金を直に出金の上、再度別途の払込金として入金するということを繰り返して行った架空増資を利用した事件。	22.11.24(東京地裁) 元当該会社顧問: 懲役3年(執行猶予4年) 同代表取締役: 懲役2年6月 (執行猶予4年)	20年9月 上場廃止
NESTAGE (23年8月)	NESTAGEの役員や増資引受先の役員等の犯則嫌疑者7名が、現物出資を含む第三者割当増資を行うに際し、債務超過を解消するとともに、嫌疑法人の株価をつり上げることを企て、現物出資財産(不動産)の価値を過大評価した上、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	23.10.11(大阪地裁) 会社役員: 懲役1年6月(執行猶予3年) 会社員: 懲役1年6月(執行猶予3年) ※以下、公判係属中(大阪地裁) 当該会社、同代表取締役会長、同取締役、同執行役員(1名)	22年8月 上場廃止 23年4月 (株)ゲオが 100%子会社化
井上工業 (23年12月)	東証2部に上場していた井上工業株式会社の役員、増資引受先の組合員等の犯則嫌疑者4名が、同社が第三者割当増資を行うに際し、株価を維持上昇させる目的で、同社名義の預金口座から出金した金銭を、他の名義の預金口座を経由させて増資引き受先の投資事業組合の預金口座に入金し、同組合名義で別の同社名義の預金口座に入金させることで、新株式発行増資のほとんどの払い込みを仮装し、虚偽の内容を含む公表を行い、偽計を用いた事件。	24.2.14(東京地裁) 会社員: 懲役2年6月(執行猶予3年) 24.3.7(東京地裁) 当該会社社員B: 懲役1年6月(執行猶予3年) 24.3.12(東京地裁) 当該会社社員A: 懲役2年(執行猶予3年) 証券ブローカー: 懲役2年6月(執行猶予4年)	20年10月 上場廃止 現在、破産手続中

不公正ファイナンスへの厳正な対応

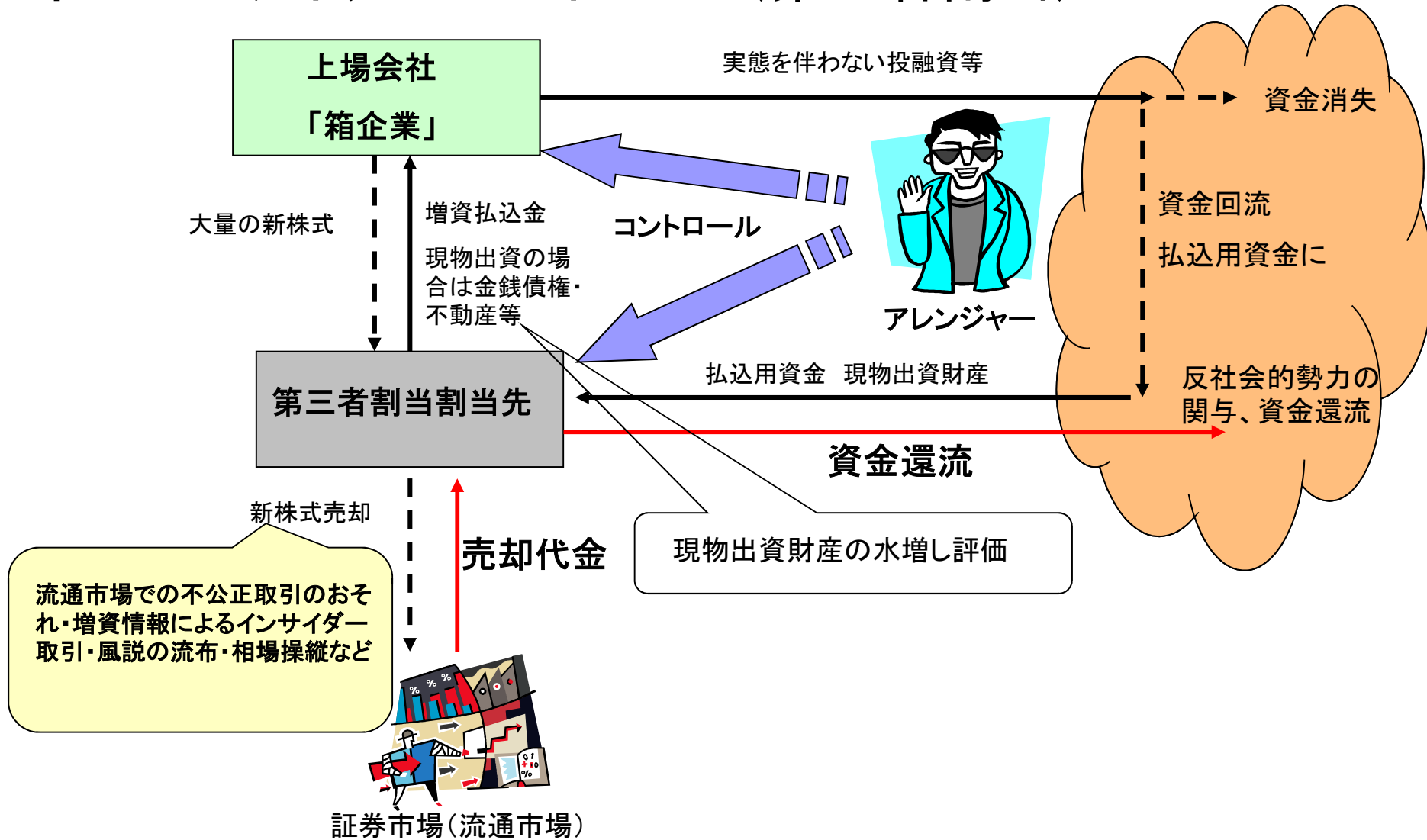
- 金融商品取引法158条(偽計罪)*違反などを問う
 - 一連の行為全体を対象(従前の公正証書原本不実記載をもつての告発では、一部の行為しか対象にできなかった)
 - アレンジャーの行為も対象
 - 刑事法にも“偽計”の概念があり、親和性大
- 効果大。引き続き、手を緩めずに対処。
- 加えて、“未然防止”のための広報活動も強化していく。

*: 金融商品取引法158条(風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止)「何人も、有価証券の募集、売出し若しくは売買その他の取引若しくはデリバティブ取引等のため、又は有価証券等の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。」

井上工業事件参考概念図

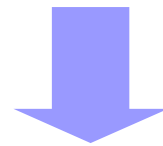


不公正ファイナンスのイメージ(第三者割当)



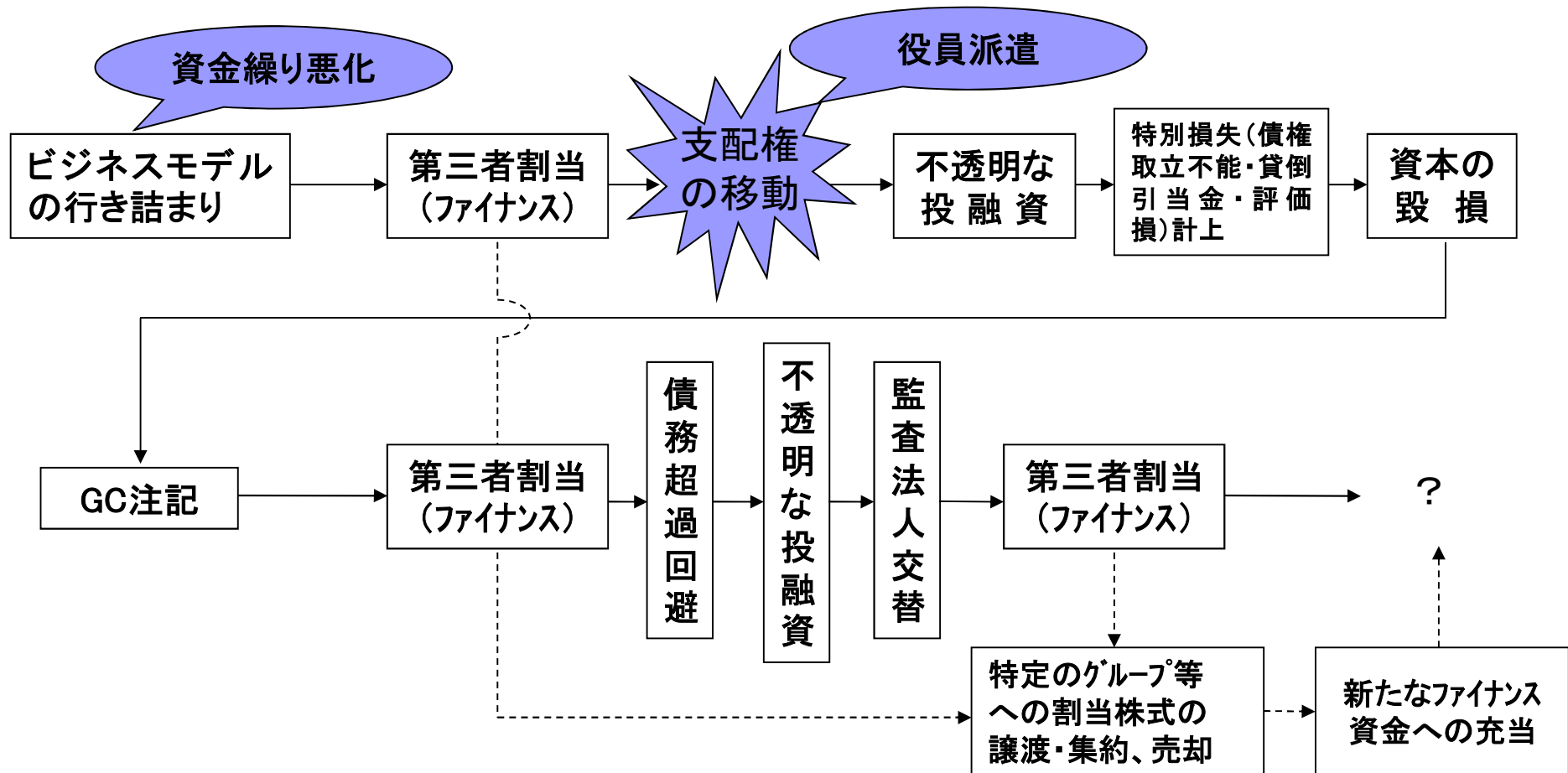
不公正ファイナンスに利用される「箱企業」

- 経営不振、資金繰り困難（銀行の融資困難）
- 上場廃止基準（債務超過、時価総額基準等）への抵触
- 第三者割当増資等ファイナンスの繰返し
- 正体不明の者への割当て
- 支配権の移動
- 不透明な投融資
調達した資金は社外へ流出（投融資実施後焦げ付き、特別損失計上）



市場から資金を吸い上げるためだけの「箱企業」化

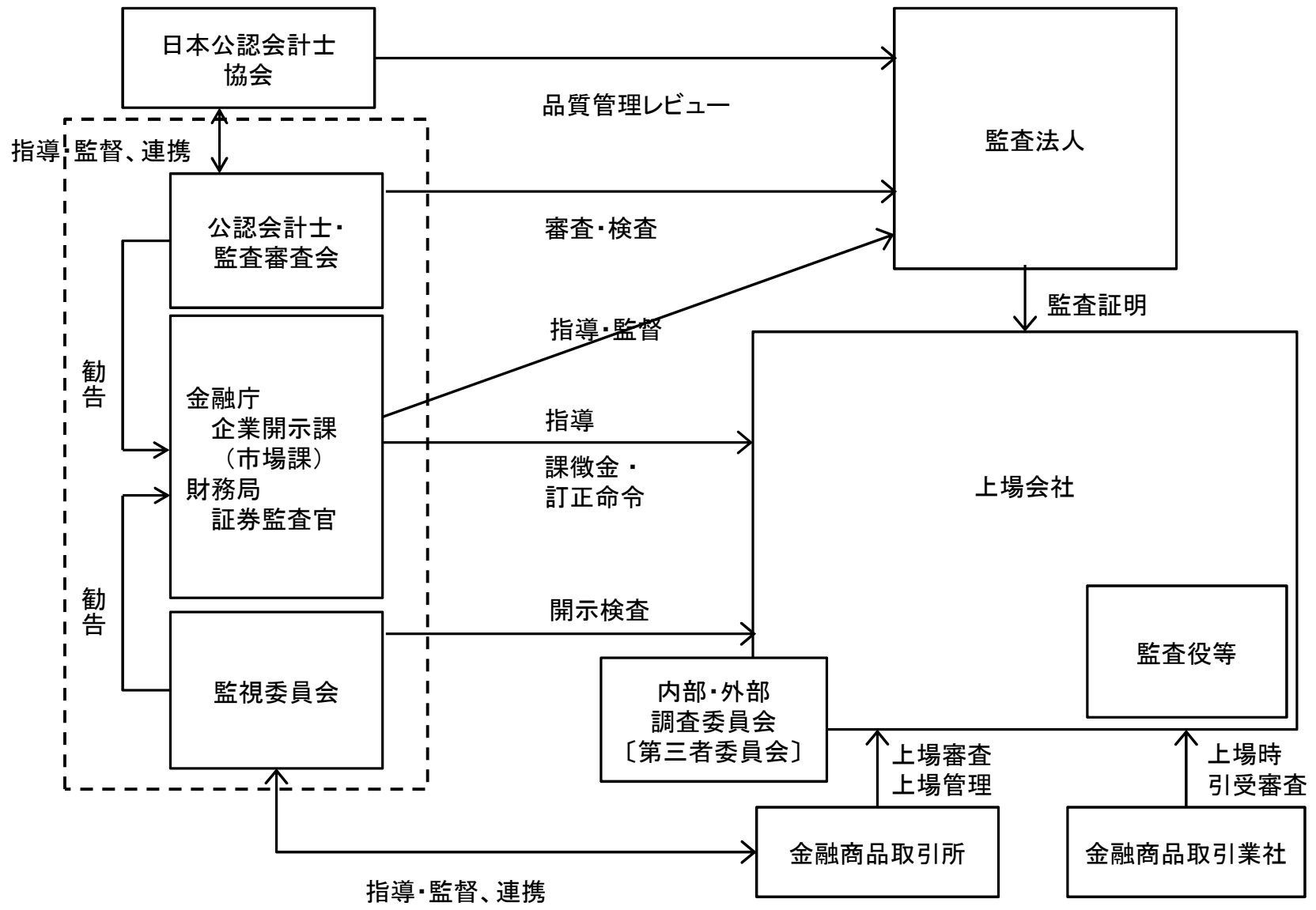
上場企業の「箱企業」化への道



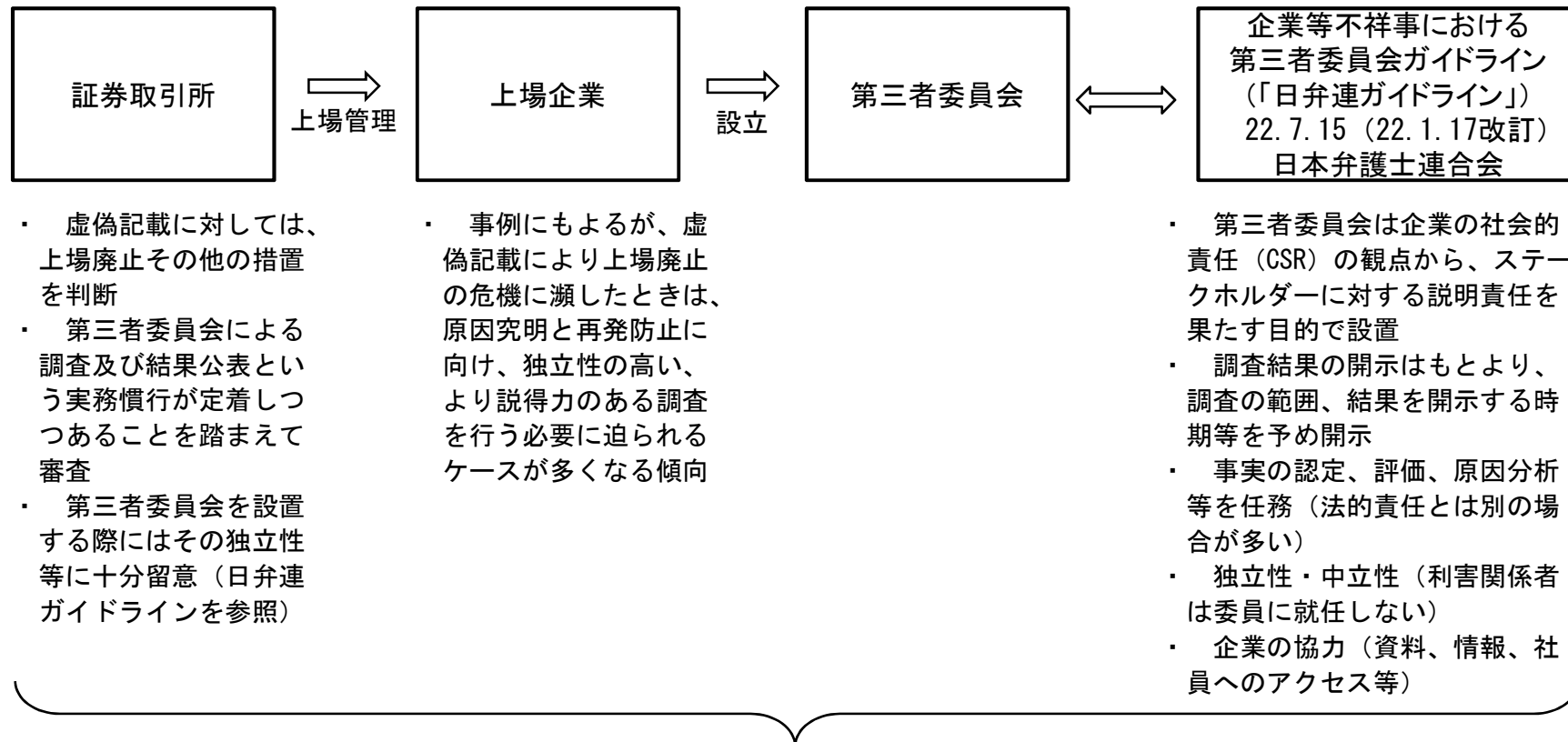
重点施策(3) ディスクロージャー違反に対する 迅速・効率的な検査・調査の実施

- ▶ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な開示検査・調査の実施に努めていきます。
- ▶ 上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます。
- ▶ 株式や社債等の無届募集については、金融庁や財務局との連携を強化しつつ、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用も含め、適切に対応していきます。

適正なディスクロージャーを確保するための枠組み



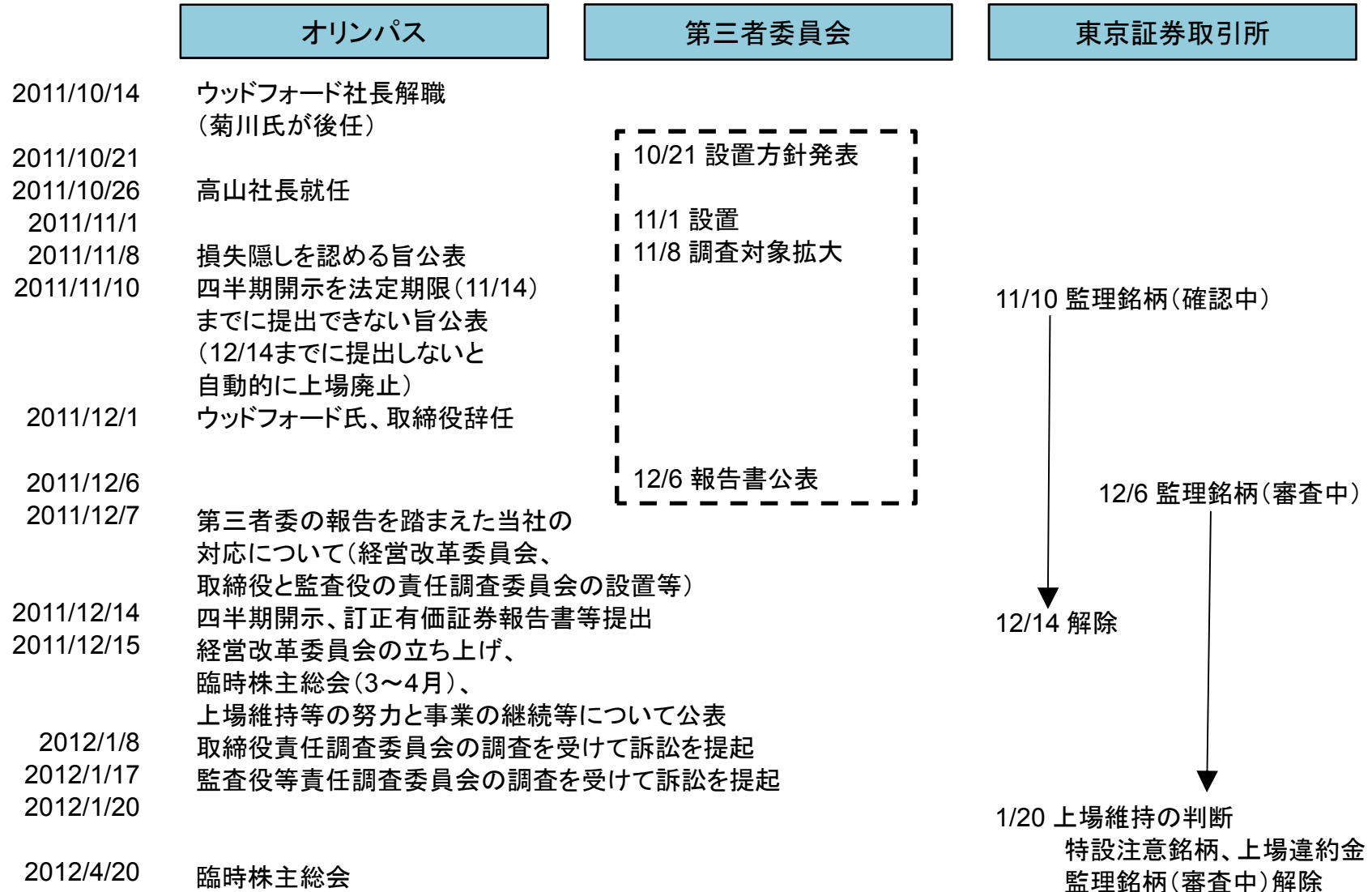
適正なディスクロージャーを確保するための枠組み(続) (虚偽記載が発覚した際の関係者の対応)



証券取引等監視委員会の対応（23.1.18 活動方針等）

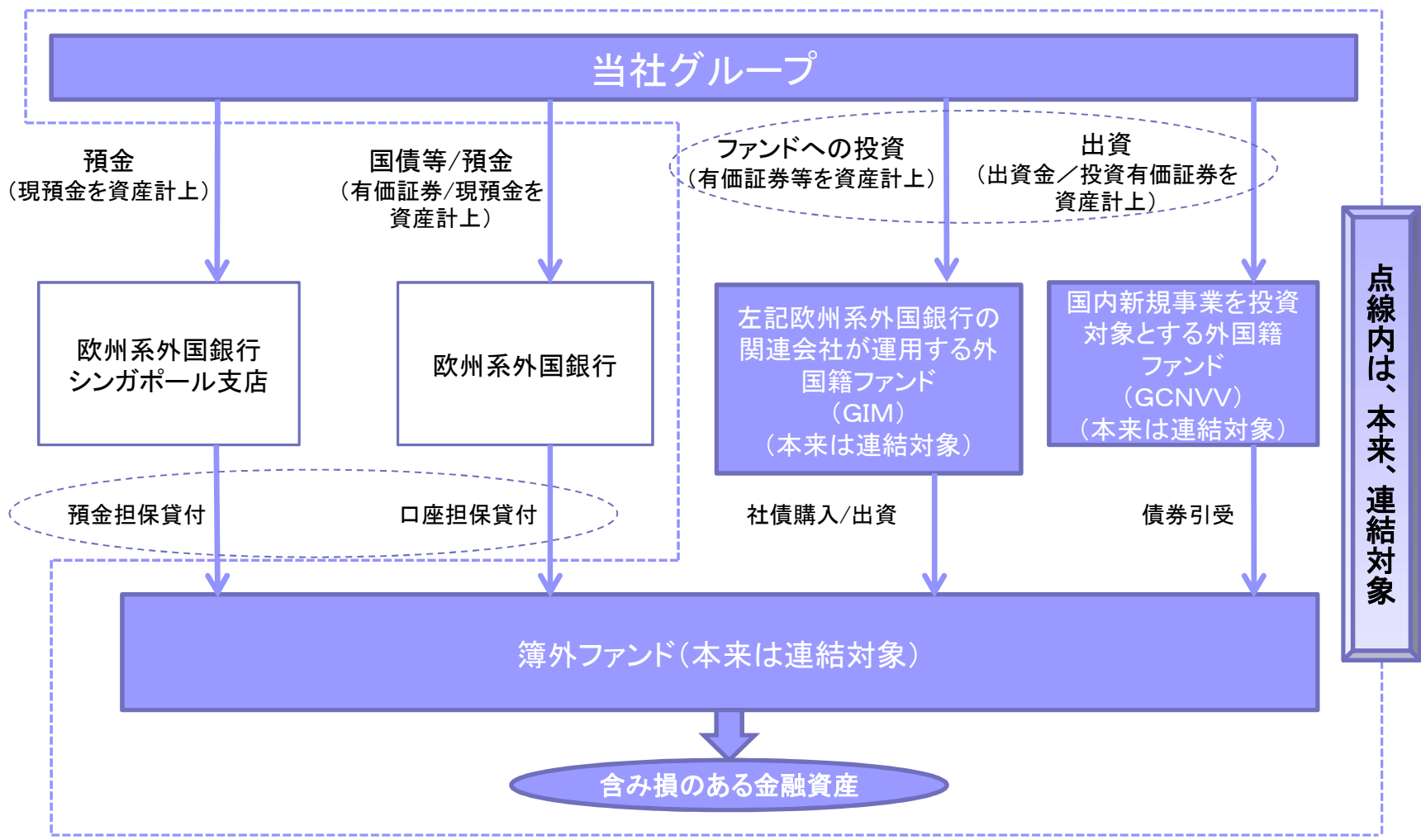
企業等が虚偽記載等を行った場合に設置する第三者委員会が担う役割の重要性を踏まえ、当該企業が自立的かつ迅速に財務情報を市場に提供できるよう企業自身の適切な取組みを促すとともに、関係者への働きかけを強化していきます

オリンパス(株)のディスクロージャー適正化の経緯



損失分離スキームの概要

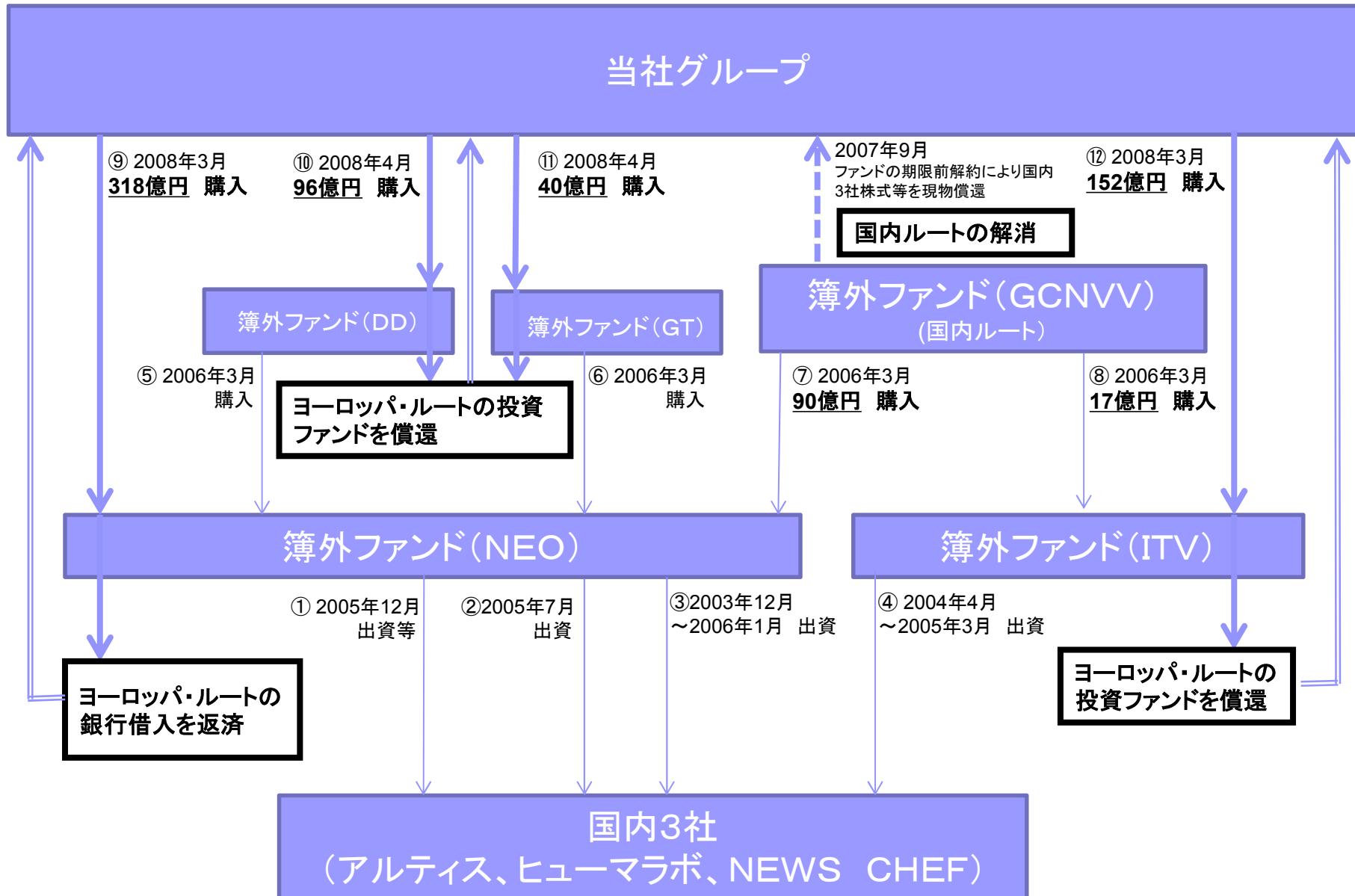
【シンガポール・ルート】 【ヨーロッパ・ルート】 【国内ルート】



注:シンガポール・ルートは、2005年3月期以降、ファンド(SG Bond Plus)に対する投資(投資有価証券として資産計上)に変更

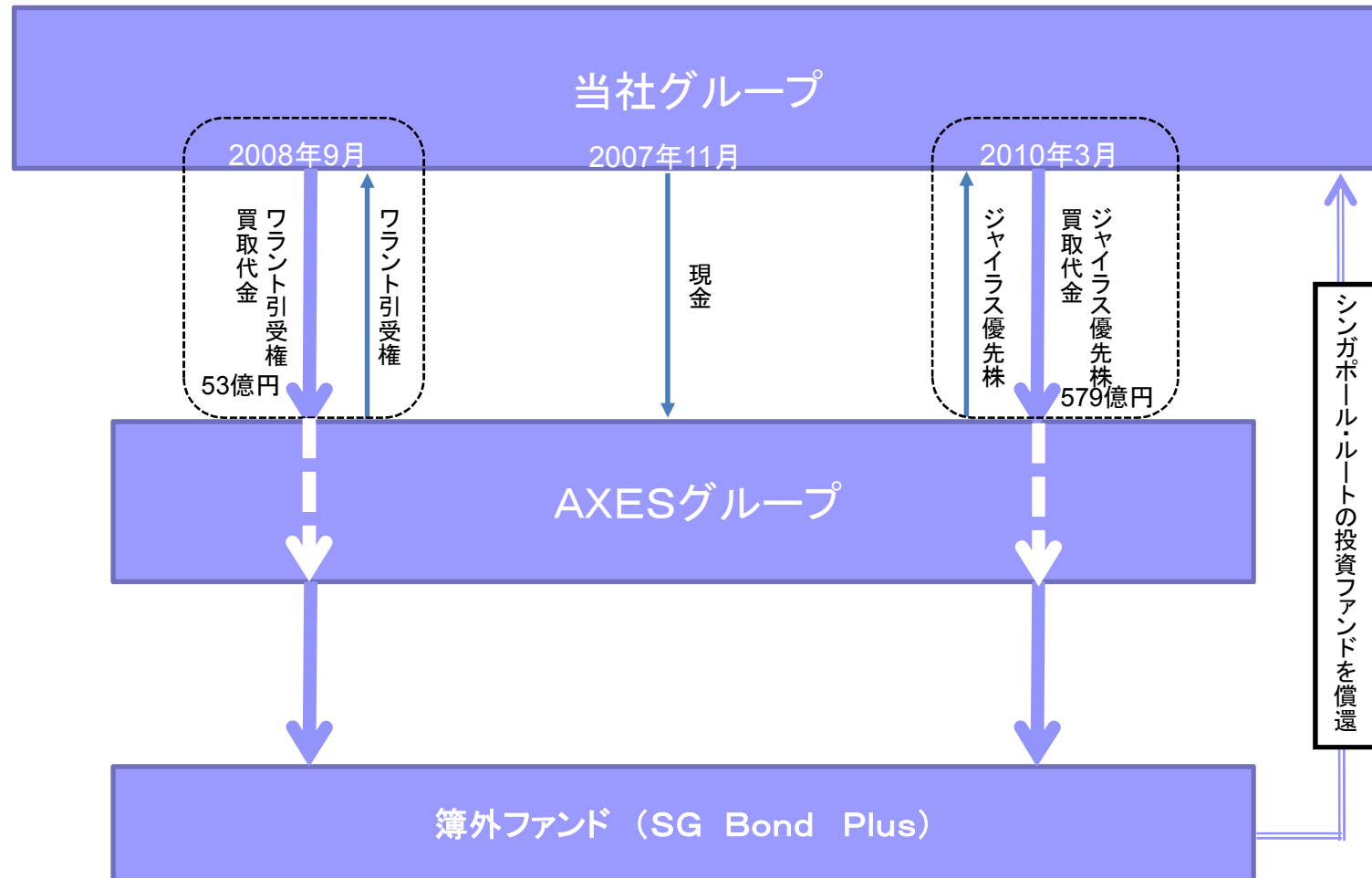


損失解消スキーム(国内3社関係)の概要





損失解消スキーム (ジャイラス関係) の概要

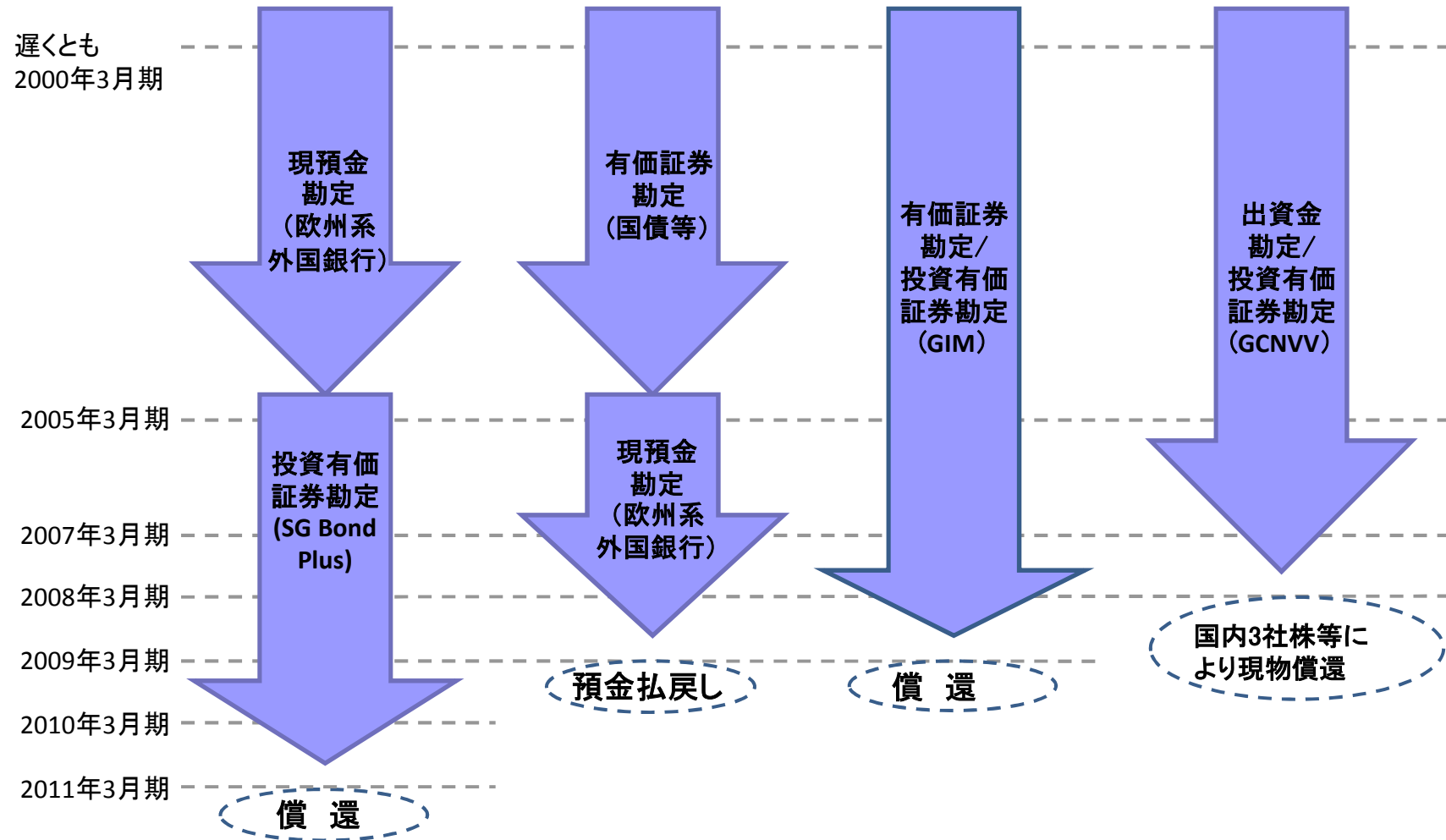


損失分離スキームに係る資産勘定の推移の概要

【シンガポール・ルート】

【ヨーロッパ・ルート】

【国内ルート】



オリンパス(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件の経緯(刑事訴追)

- 2011.12.21 監視委、東京地検、警視庁が強制調査
 2012. 2.16 同上(19/3、20/3の虚偽記載容疑)
 東京地検が元役員3名、外部協力者1名を逮捕
 警視庁が他の外部協力者3名を逮捕

	法人	元役員3名	外部協力者	
19年3月期、20年3月期 (国内3社関連)	告発	3/6	3名 3/6	1名 3/28
	起訴	3/7	3/7	3/28

- 3.7 東京地検が元役員3名、外部協力者1名を再逮捕
 (21/3、22/3、23/3の虚偽記載容疑)
 警視庁が他の外部協力者3名を逮捕

	法人	元役員3名	外部協力者
21年3月期、22年3月期、23年3月期 (ジャイラス社優先株関連)	告発		1名
	起訴	3/28	3/28

詐欺容疑 (国内3社関連)	起訴		2名 3/28
------------------	----	--	------------

オリンパス(株)に係る虚偽有価証券報告書提出事件の経緯（開示検査）

2012. 4. 13 課徴金勧告 1億9,181万9,994円

- 19年3月期から23年6月期までの有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書を対象
- 課徴金納付命令勧告の対象としたこれらの有価証券報告書等については、いずれも訂正報告書が提出されているが、それら訂正報告書については、課徴金納付命令勧告の対象とはしていない

（参考）課徴金と刑事罰の調整

課徴金納付命令の決定の時に同一事件について公訴が提起されている場合には、裁判が確定した時から決定の効力が生ずることとなる。

この場合、罰金の確定裁判があった場合には、課徴金の額は罰金の額が控除された額に変更され、その変更の処分文書の謄本が送達された時から効力が発生することになる。また、罰金の額が課徴金の額を上回った場合には、納付命令自体が取り消されることとなる。

* 有価証券報告書虚偽記載の刑事罰

（個人）10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこれらの併科

（法人）7億円以下の罰金

重点施策(4) 課徴金制度の一層の活用

- ▶ 課徴金制度の特性を活かし、不公正取引や虚偽記載等の調査を迅速・効率的に実施していきます。
- ▶ 過去の課徴金事例等について積極的な情報発信を行うことなどを通じ、市場関係者の違反行為を未然に防止するための取組みを進めてまいります。

課徴金勧告件数及び課徴金額

年度	勧告件数(件)・課徴金額(円)							
	合計		不公正取引				開示書類の 虚偽記載等	
			内部者取引		相場操縦			
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
H17	4	1,660,000	4	1,660,000	-	-	-	-
H18	14	682,480,000	11	49,150,000	-	-	3	633,330,000
H19	24	106,449,997	16	39,600,000	-	-	8	66,849,997
H20	29	1,980,519,997	17	59,160,000	1	7,450,000	11	1,913,909,997
H21	53	766,959,998	38	49,220,000	5	6,260,000	10	711,479,998
H22	45	1,943,759,994	20	42,680,000	6	21,260,000	19	1,879,819,994
H23	29	600,940,000	15	26,300,000	3	5,390,000	11	569,250,000
合計	198	6,082,769,986	121	267,770,000	15	40,360,000	62	5,774,639,986

(注) 1. 年度は、当年4月から翌年3月まで。

2. 「開示書類の虚偽記載等」には、公開買付開始公告の実施義務違反に関する事例1件を含む。

未然防止に向けての証券監視委の取組み

■ 広報活動の強化

(証券監視委ウェブサイト:<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>)

- 年次報告・課徴金事例集の充実
- 各種寄稿・講演
- メールマガジン配信
- 「告発の現場から」

■ 市場関係者とのコミュニケーション

- 証券取引所、日証協、証券会社
- 日本弁護士連合会、日本公認会計士協会 等

課徴金事例集の公表

- 証券監視委は、課徴金納付命令勧告を行った事案の概要に、市場参加者が違反行為を起こさないよう参考となる内容を加えたものを課徴金事例集として取りまとめ、公表している。
- 本事例集が活用されることにより、市場監視行政の透明性の向上と市場参加者の自主的規律の促進が図られ、証券市場における取引の公正や適正開示の実現に資するものと期待。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/actions.htm#jirei>

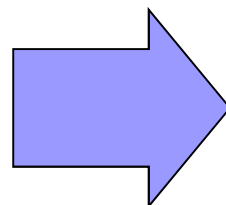
重点施策(5) 検査対象先の特性に応じた 効率的かつ実効性ある証券検査の実施

- ▶ 検査対象先の拡大などを踏まえた効率的で実効性ある検査を実施する観点から、検査対象先の特性に応じた検査手法やノウハウの確立に取り組むなど、メリハリの利いた証券検査を実施していきます。
- ▶ グローバルに活動する大手証券会社・外資系証券会社に対しては、引き続きフォワード・ルッキングな観点から、内部管理態勢やリスク管理態勢の適切性を検証し、また、連結財務規制等の導入に対応した適切な検査を実施していきます。
- ▶ 悪質なファンド販売業者、投資助言・代理業者などに対しては、引き続き、投資者保護の観点から、業務運営の適切性や法令違反行為の有無の検証に取り組むなど、適切に対応してまいります。
- ▶ 無登録業者による未公開株などの販売に対しては、金融庁・財務局や捜査当局等との連携を強化し、裁判所への緊急差止命令の申立て(金商法第192条)の活用を通じた適切な対応を図っていきます。

証券検査における対象業者数

証券監視委
発足当時

- 国内証券会社
216 (4年12月)
- 外国証券会社
49 (4年6月)
- 金融先物取引業者
216 (5年5月)
- 証券業務(窓販)の認可を
受けた金融機関
619 (5年7月)



平成24年3月

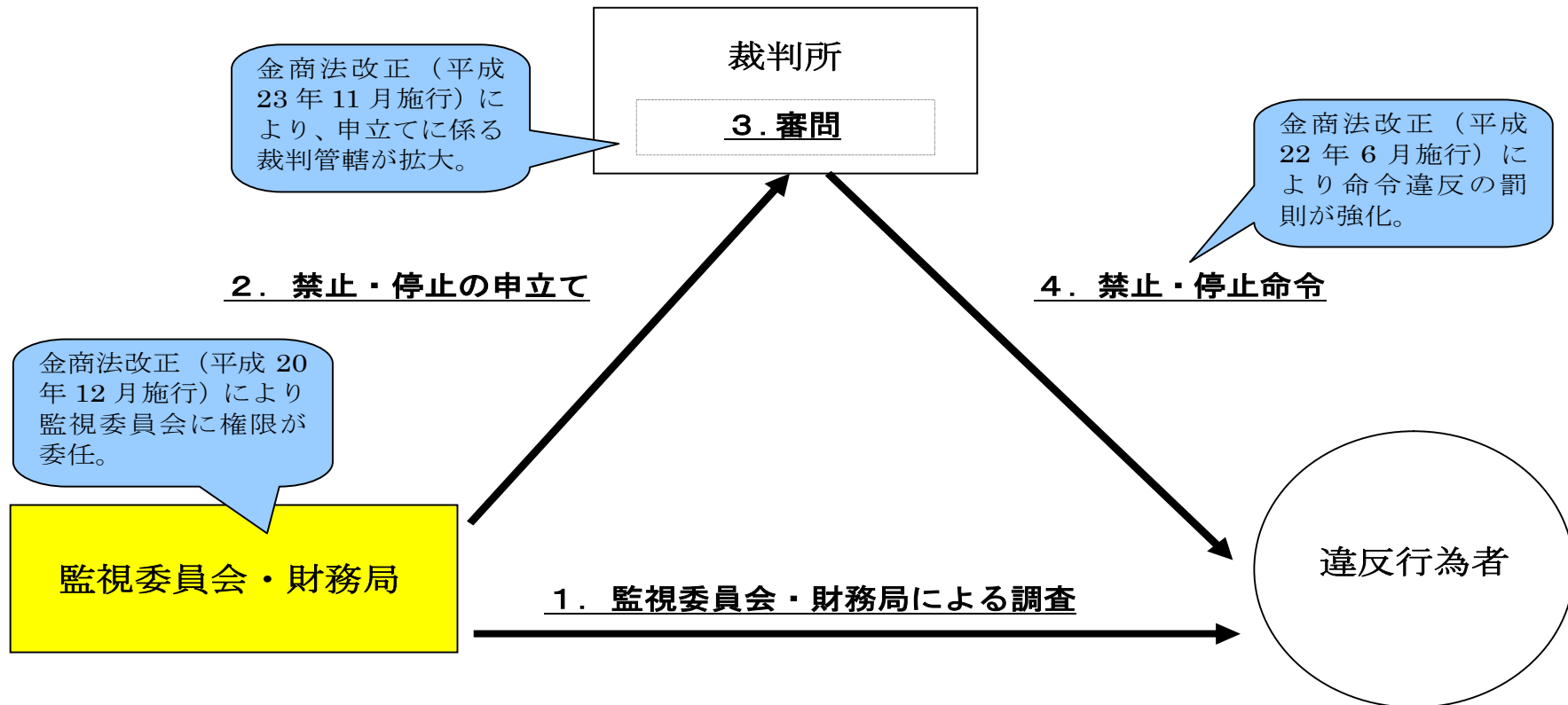
- 第一種金融商品取引業者 315
- 登録金融機関 1,135
- 投資運用業者 321
- 投資法人 48
- 投資助言・代理業者 1,108
- 第二種金融商品取引業者 1,294
- 金融商品仲介業者 705
- 適格機関投資家等
特例業務届出者 3,218

(無登録業者)

集中的な証券検査と建議

対象先・検査期間等	集中的な検査で認められた主な問題点	検査結果に基づいた建議の概要	建議に基づいた制度改正等の概要
FX取引業者 (平成19年11月～平成20年6月末) ● 検査実施 73 先 ● 法令違反等 39 先 ● うち勧告 7 先	① 顧客から預託を受けた保証金等に係る区分管理が不適切な状況 ② 自己資本規制比率の算出に係る検証態勢が構築されておらず社内監査が機能していない状況 ③ ロスカットルールの不設定により一部顧客の損失が拡大している状況 ④ システムリスク管理が極めて杜撰な状況	▶ 区分管理方法の見直しについて ▶ ロスカットルールの制定について ▶ 適切な保証金の預託について ▶ 登録申請時の徴求書類等の見直しについて	内閣府令の改正 府令に以下の事項を追加。 ① 区分管理方法を金銭信託に一本化 ② ロスカットルールの整備・遵守を義務付け ③ 想定元本4%以上の証拠金預託なく取引を行うことを禁止 監督指針の改正 第一種金商業者の登録申請時に、登録拒否要件に該当しないことを疎明する資料の提出を求める旨明確化。
ファンド販売業者 (平成21年6月～平成22年9月末) ● 検査実施 35 先 ● 法令違反等 25 先 ● うち勧告 15 先	① ファンド出資金に係る分別管理が不適切な状況(出資金の流用、用途不明等) ② 顧客への虚偽説明、告知や誤解を生ぜしめる表示等 ③ 無登録業者に対する名義貸し等 ④ ファンド販売業者自らによる登録業務の逸脱等 ⑤ 自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する運用を行う行為	▶ 事業型ファンド販売の契約締結前交付書面における分別管理に関する記載事項の拡充について	内閣府令の改正 事業型ファンドの出資持分の販売に関する契約締結前交付書面の記載事項に以下を追加。 ① ファンド毎の出資金の具体的な預託先、口座名義及び口座番号等 ② 分別管理の実施状況及びその確認を行った方法
投資助言・代理業者 (平成21年3月～平成23年1月末) ● 検査実施 74 先 ● 法令違反等 47 先 ● うち勧告 11 先	① 投資助言・代理業を逸脱する行為等 i. 投資助言・代理業者自らが無登録業務を実施 ii. 無登録業者に対する名義貸し等 ② 投資助言・代理業上の不適切な行為 i. 顧客に対する情報提供が不適切な状況 ii. 基本的な帳簿書類の作成・管理が不適切な状況	▶ 投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加について	金商法の改正 投資助言・代理業の登録拒否事由に人的構成要件を追加(平成24年4月1日施行)。

無登録業者に対する裁判所への禁止命令等の申立て



＜金商法第192条＞

裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。

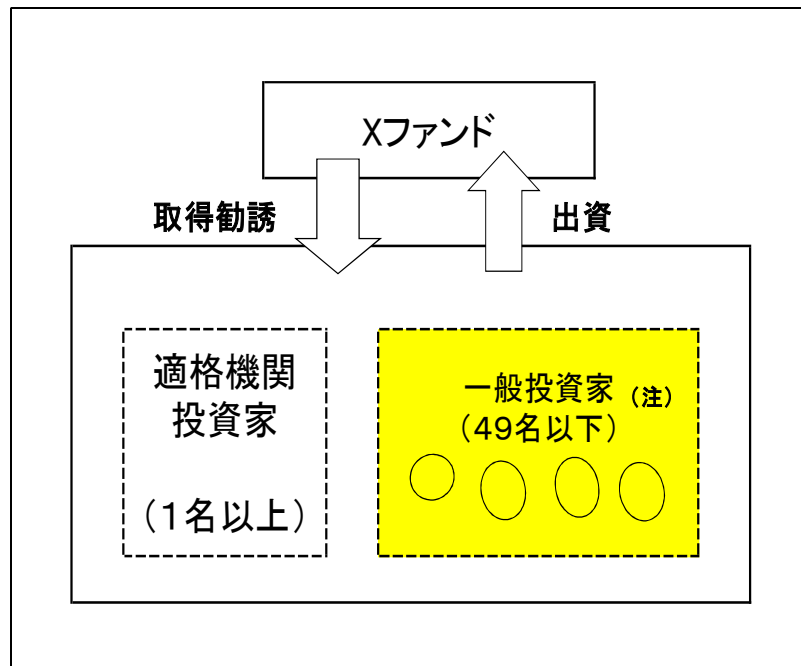
金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て(実施状況)

被申立人	申立日 (申立てを行った裁判所)	申立ての内容	発令日
1. (株)大経 他2名 (東京都中央区)	平成22年11月17日 (東京地裁)	無登録金商業(株券等の募集の取扱い等)の禁止 >(株)大経及び他2名は、金融商品取引業の登録を受けずに、(株)生物化学研究所が新規に発行する株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の一般投資家に対し行っていた。このほか、4つの会社に係る株式の取得勧誘を繰り返し行っていた。	平成22年11月26日 (東京地裁)
2. (株)生物化学研究所 (山梨県中央市)	平成22年11月26日 (甲府地裁)	無届募集(株券等)の禁止 >(株)生物化学研究所は、有価証券届出書を提出せずに、(株)大経と連携して自社の株式及び新株予約権の取得勧誘を多数の一般投資家に対し行っていた。	平成22年12月15日 (甲府地裁)
3. ジャパンリアライズ(株) 他2名 (北海道札幌市)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年4月28日 (札幌地裁)	無登録金商業(ファンドの私募等、運用)の禁止 >ジャパンリアライズ(株)及び他2名は、金融商品取引業の登録を受けずに、かつ、特例業務の要件を逸脱して、20本のファンドの取得勧誘及び運用を行っていた。	平成23年5月13日 (札幌地裁)
4. (株)ベネフィットアロー 他3名 (東京都中央区)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年6月24日 (東京地裁)	無登録金商業(ファンドの私募等の取扱い)の禁止 >(株)ベネフィットアロー及び他3名は、金融商品取引業の登録を受けずに、他の特例業務届出者から委託を受けて、多数の一般投資家に対し、当該特例業務届出者が運営するファンドの取得勧誘を行っていた。	・平成23年7月5日 (東京地裁) (被申立人1名) ・平成23年7月15日 (東京地裁) (上記1名以外の被申立人ら)
5. (株)Eファクトリー及び (株)エクセレント他1名 (東京都新宿区)、(適格機関投資家等特例業務届出者)	平成23年12月22日 (東京地裁)	適格機関投資家等特例業務(自己私募)を行うに当たっての虚偽告知の禁止 >Eファクトリー、(株)エクセレント及び他1名は、その運営する複数のファンドに係る契約の締結の勧誘に際し、顧客に交付したパンフレット等における手数料及び分配報酬金の支払い並びに主要投資対象先の経営実態に関する表示が事実と著しく相違するものであった。	平成23年2月3日 (東京地裁)

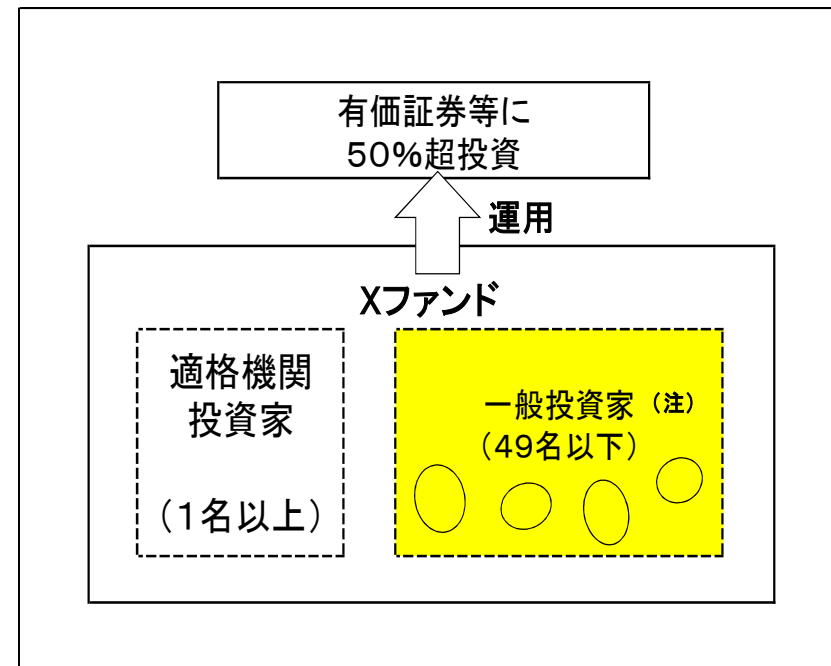


ファンドの販売、運用を業として行うには、金融商品取引法上登録が必要。ただし、以下の要件を満たすものは届出のみで可能
⇒ この要件を逸脱した場合は、無登録営業に該当

○ファンドの販売



○ファンドの運用

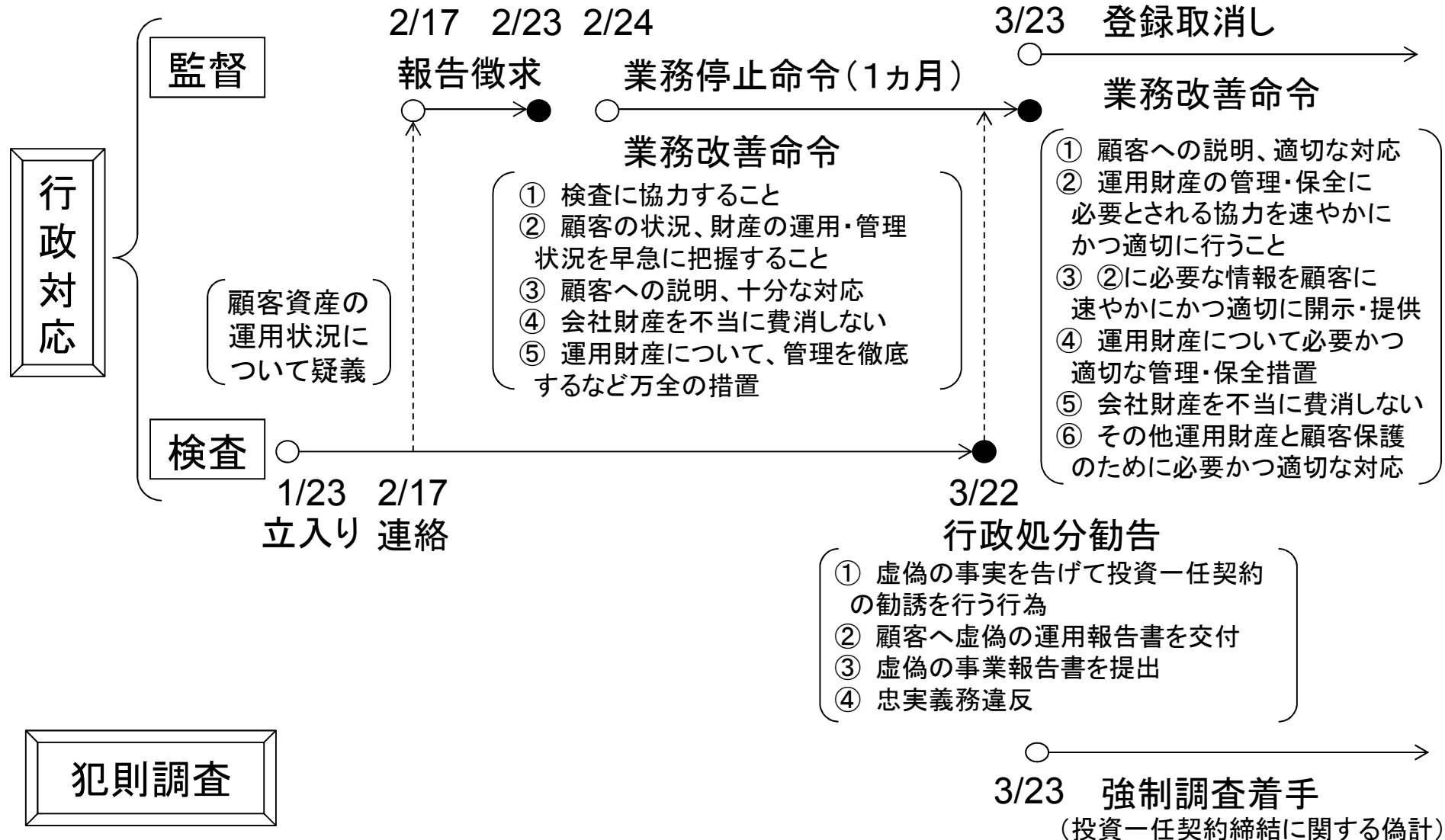


(注) 同種のファンドを継続的に販売、運用している場合には、通算で49名以下が要件(販売の場合には6ヶ月の通算)

顧客資産の分別管理義務違反等に関する事例

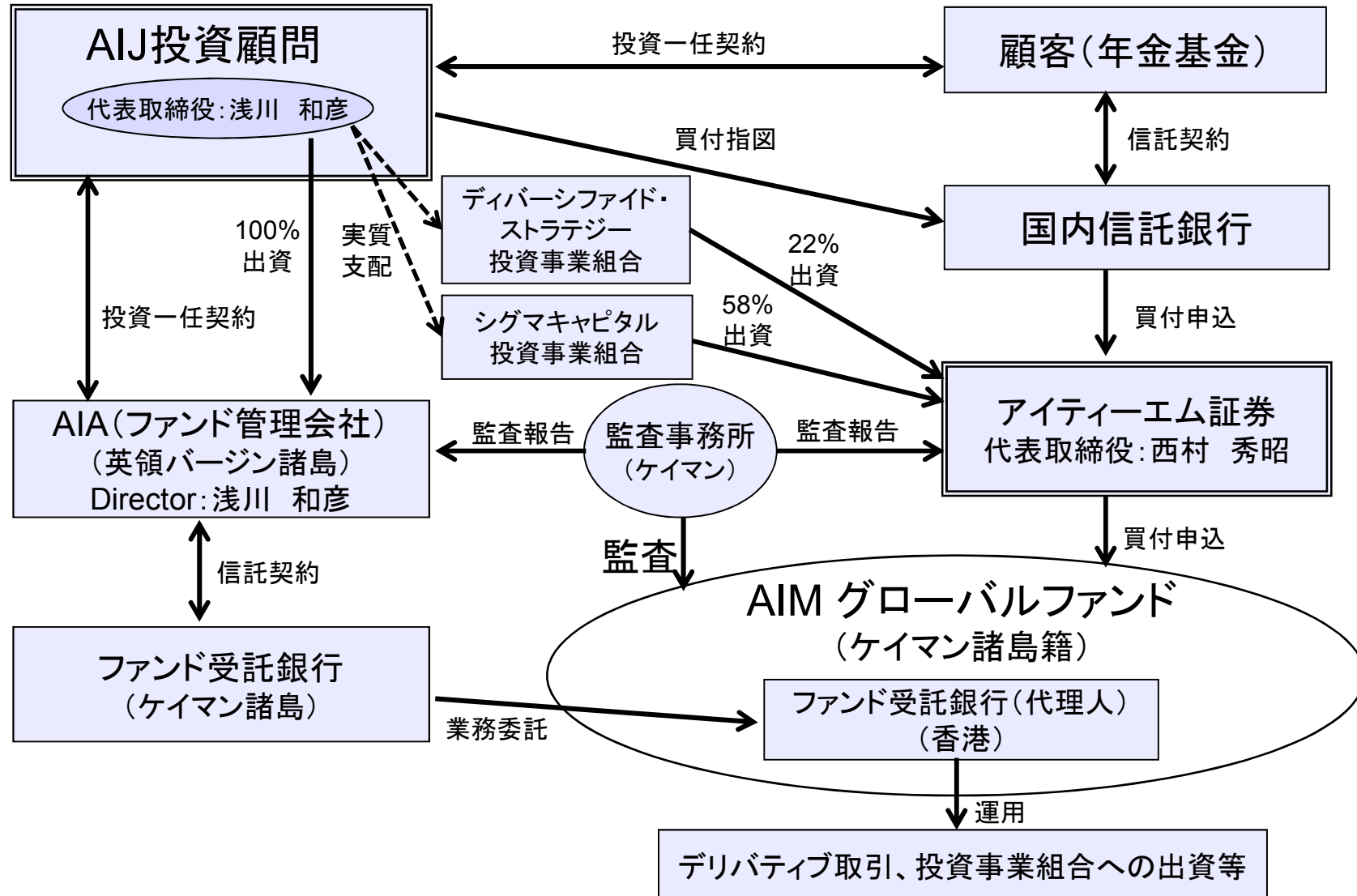
	丸大証券(東京都中央区)	(参考) 南証券(群馬県前橋市)
◆違反の概要	①顧客分別金信託の信託不足 (顧客預り金を当社の運転資金に流用) ②支払不能のおそれ	①有価証券の募集のため偽計を用いる行為 ②支払不能のおそれ(H12.3.6金融監督庁による破産の申立て) ③社長の関与による顧客からの預り有価証券の持出し (注)②、③は監督部局による認定
◆勧告日	H24. 3.13	H12. 3.15
◆検査結果通知日	//	//
◆行政処分発出日	// (登録取消し等)	H12. 3.17 (登録取消し)
◆日本投資者保護基金の対応		
(1)弁済困難の認定	H24. 3.22 (3.23公表)	H12. 3.16 (3.17公表)
(2)認定の公告	H24. 3.24	H12. 3.21
(3)補償額	(未定)	約35億円
	(注)現在、基金は顧客からの支払請求の届出を受け付けているところ。届出のあった顧客に対し、基金はH24.5.14~6.29まで支払いを行う予定。	

AIJ投資顧問への対応





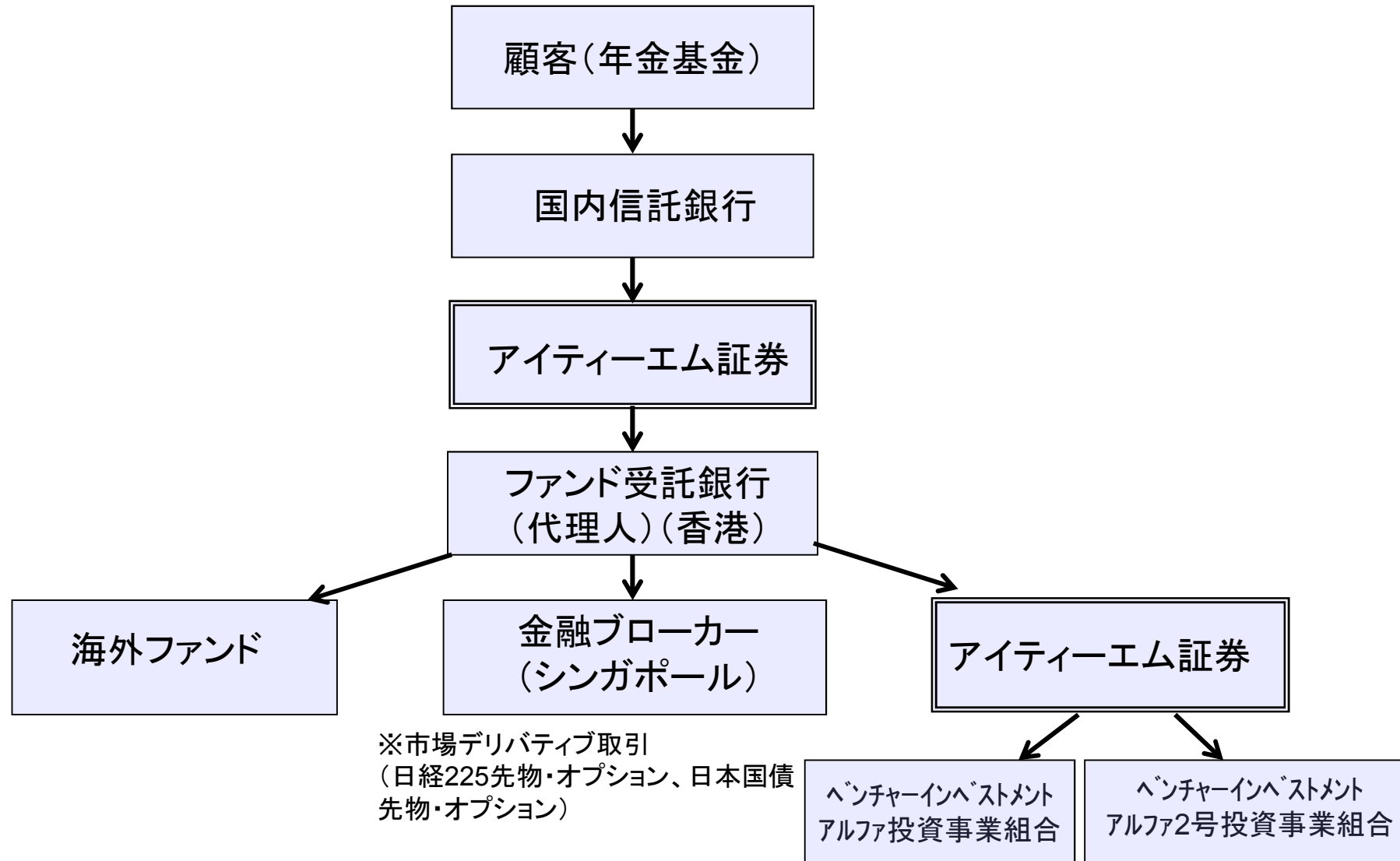
概要図



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。



資金の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

デリバティブ取引損益及び純資産額の推移

単位：億円

	H15.3期	H16.3期	H17.3期	H18.3期	H19.3期	H20.3期	H21.3期	H22.3期	H23.3期	合計
デリバティブ取引 損益	▲0	▲16	▲34	▲270	▲40	▲186	▲37	▲501	▲7	▲1,092

AIJ作成純資産額 (※虚偽の数値)	63	129	301	704	957	1,140	1,786	1,932	2,090	
ファンド受託銀行 作成純資産額	63	102	204	250	389	295	780	266	251	

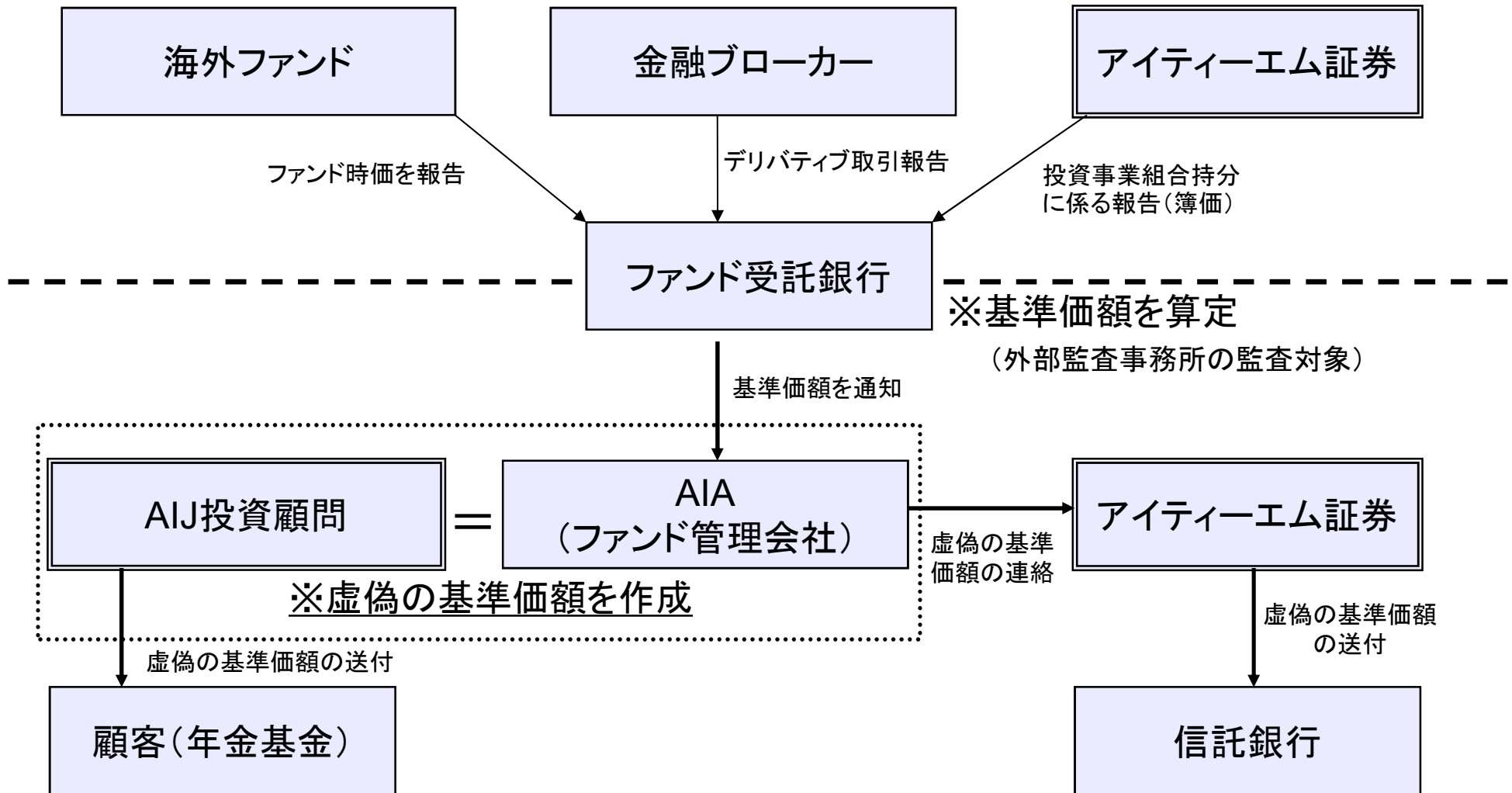
(※1)平成15年3月期から平成23年3月期のデリバティブ取引損益は、AIMグローバルファンドに係る監査報告書の数値。

(※2)AIJ作成純資産額は、AIJ投資顧問が顧客に報告している各ファンド毎の一口あたり純資産額に各会計期間末の残口数を乗じた数値。

(※3)ファンド受託銀行作成純資産額は、ファンド受託銀行がファンド管理会社に報告している純資産額。

(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

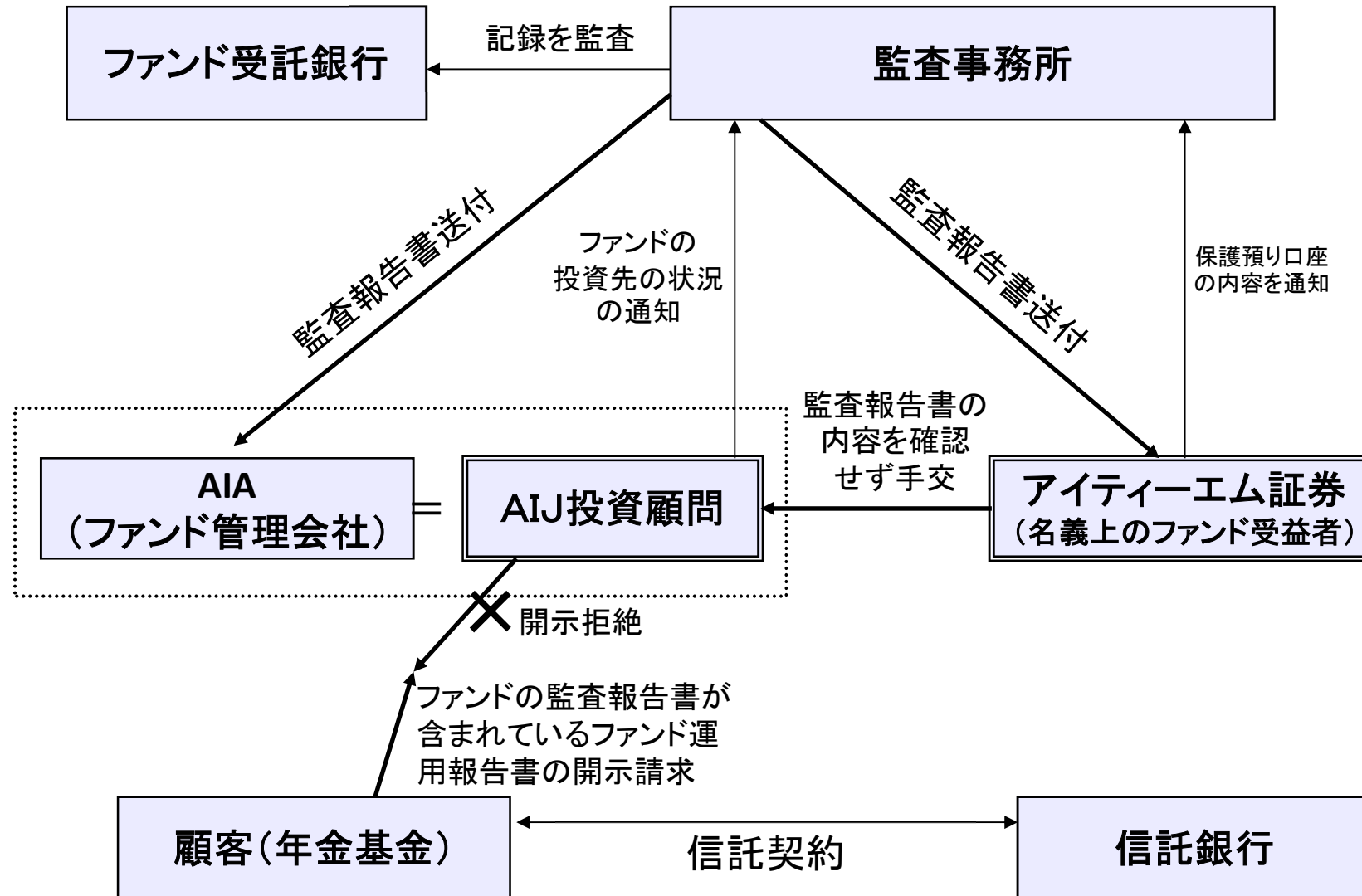
ファンドの基準価額の算定・送付の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

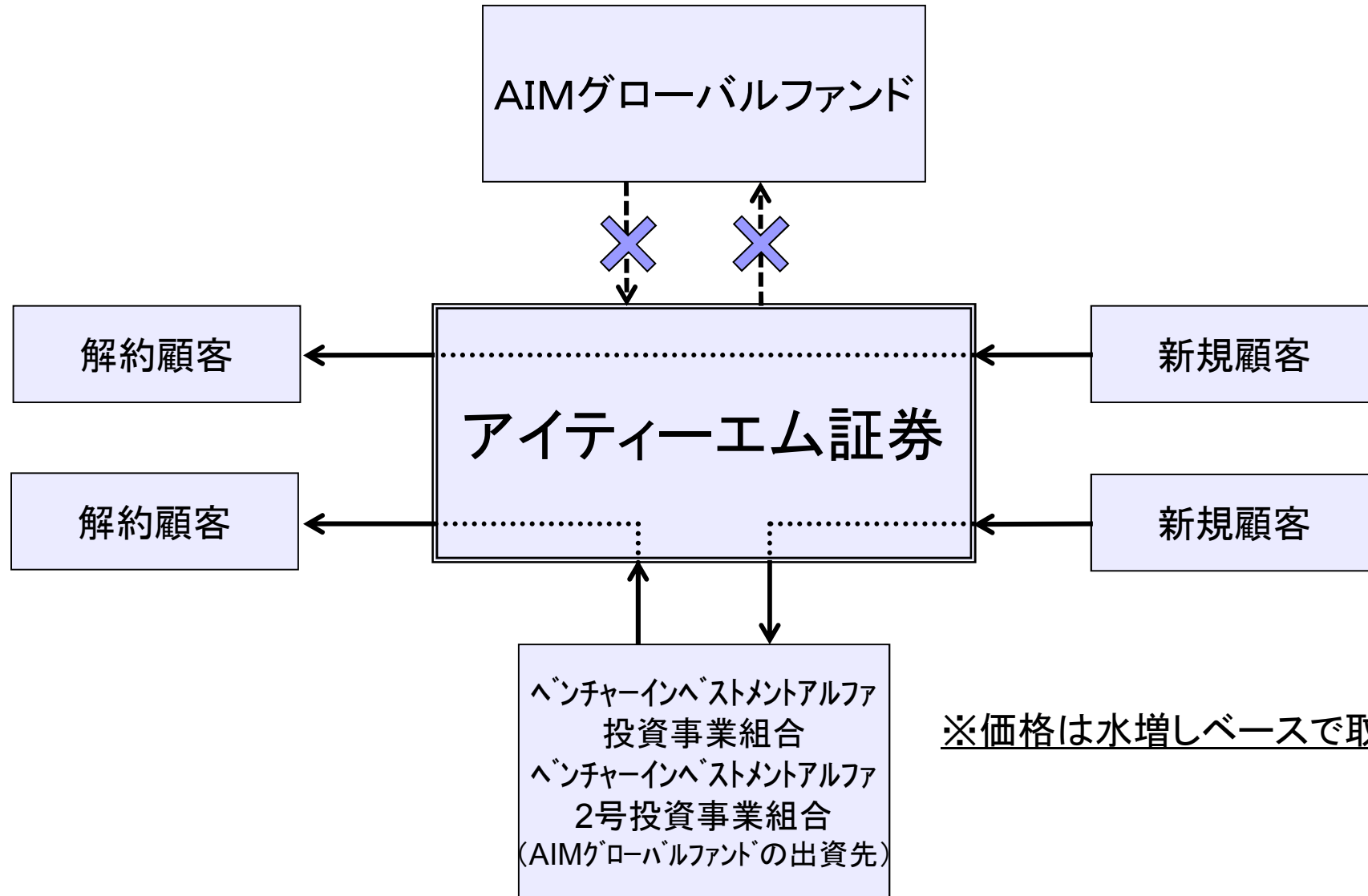


監査報告書作成・送付の流れ



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

解約時の資金の流れ(転売スキーム)



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

AIMグローバルファンドの資金の収支概要 (※1)

単位：億円

収入		支出・運用等	
顧客(年金基金等)からの受け入れ	1,458	運用による損失	1,092
株の売買益等	14	顧客(年金基金等)への解約等の支払い	17
		委託手数料	61
		管理報酬等	45
		監査報酬等	6
		投資事業組合への出資	181
		（うち現預金	32(※2)
		その他AIMグローバルファンド持分等	
		海外ファンド持分	21
		現預金	49(※3)
収入計	1,472	支出・運用等計	1,472

(※1) 平成15年3月期から平成23年3月期のAIMグローバルファンドに係る監査報告書の数値を集計したもの(「投資事業組合への出資」の内訳を除く)。

(※2) 「投資事業組合への出資」の「うち現預金」は、直近(24年3月)の残高を記載。

(※3) 「現預金」の直近(24年3月)の残高も、49億円。

(注) 本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。



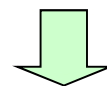
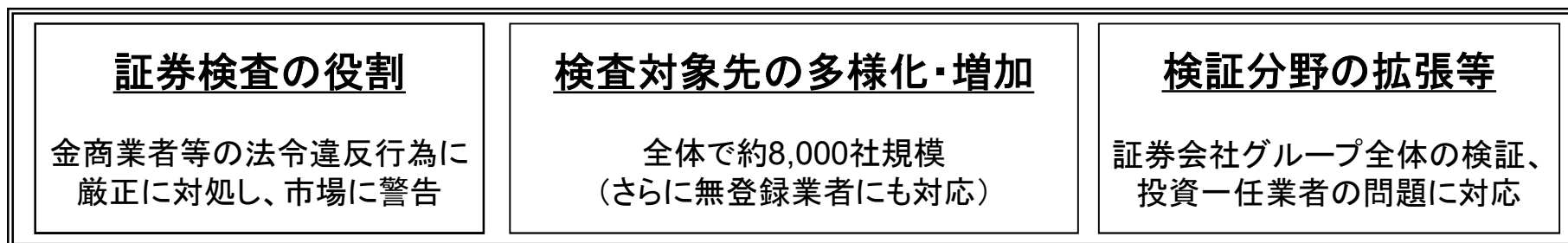
AIJ 投資顧問・ITM 証券 関係時系列整理表

	金融庁(監督局)		証券取引等監視委員会
	行政処分	一斉調査	
2012(平 24)年 1月23日(月)			{ AIJ に対する検査着手(初回) ITM に対する検査着手(通算 4 回目) 金融庁へ連絡 (AIJ の顧客資産の運用状況に疑義)
2月17日(金)	監視委より連絡 (AIJ の顧客資産の運用状況に疑義) ↓ AIJ に対し報告徴求命令(期限:1週間)		
23日(木)	AIJ からの報告書を受理		
24日(金)	AIJ に対し行政処分① (業務停止命令 1ヶ月) ←	「一斉調査」実施を表明	引続き検査 ↓
29日(水)		「一斉調査(第 1 次)」開始 (投資一任業者全社へ報告徴求命令)	
3月14日(水)		投資一任業者から報告書受理	
22日(木)			
23日(金)	監視委の処分勧告を受け、行政処分② { AIJ...登録取消し、業務改善命令 ITM...業務停止 6ヶ月、業務改善命令 }		AIJ・ITM に対する行政処分を求める勧告 ↓ AIJ ほか関係先への強制調査着手
4月6日(金)		「一斉調査(第 1 次)」の結果公表 ↓ 「一斉調査(第 2 次)」開始	
27日(金)		「東京年金経済研究所(石山社長)」を無登録業者として警告	「平成 24 年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を公表 { ① 投資一任業者への集中的な検査の実施 ② 年金運用ホットラインを開設 }
6月19日(火)			犯罪事件の調査 ↓
7月9日(月)		詐欺容疑で逮捕(AIJ・浅川社長、高橋取締役 ITM・西村社長、小管取締役)	
7月30日(月)		金商法違反等で告発・起訴(AIJ・浅川社長、高橋取締役 ITM・西村社長)	
8月3日(金)			
8月10日(金)	監視委の処分勧告を受け、行政処分③ (ITM...登録取消し、業務改善命令)		ITM に対する行政処分を求める勧告
9月4日(火)		「一斉調査(第 2 次)」の現時点で把握している全体的な傾向を公表	
9月19日(水)			
10月5日(金)			

※9月4日(火)、「AIJ 投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し(案)」を公表。12月13日(木)、同案のうち内閣府令等改正事項について改正、公布。

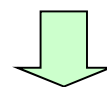
平成24年度証券検査基本方針のポイント

《基本的考え方》



＜特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施＞

- ・ 業態、規模その他の特性、情報等を総合的に勘案し、リスク・ベースで検査対象先を選定
- ・ 業態と顧客の特性及び金融商品・取引に対するリスク感度を高め、情報の収集・分析能力を強化



《実施方針》

＜主な重点検証事項＞

- ・ 金商業者等の市場仲介機能
- ・ 法人関係情報の管理
- ・ 投資勧誘の状況

＜投資一任業者に対する取組み＞

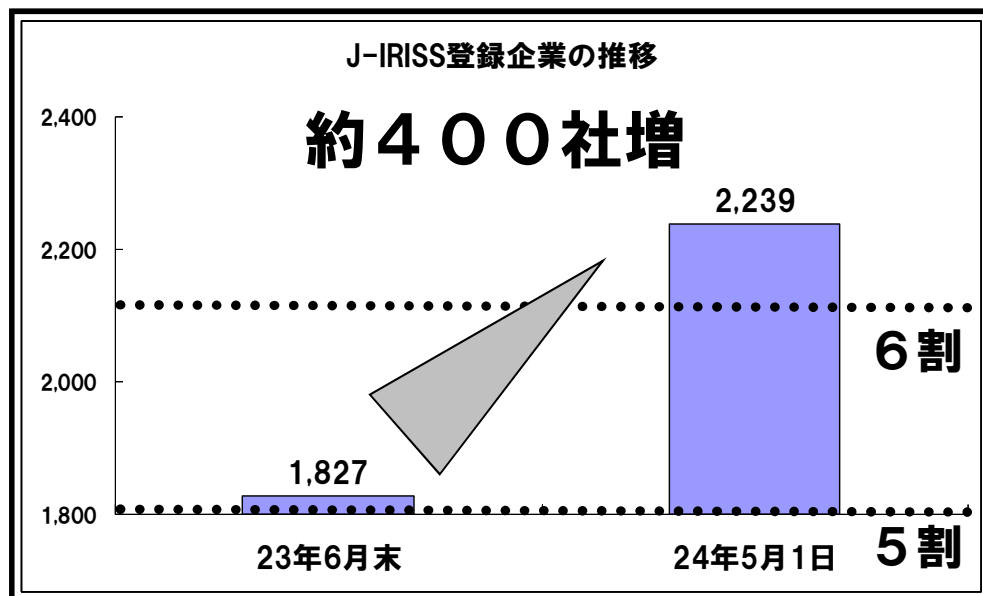
- 集中的な検査を実施
- 年金運用ホットラインを開設

重点施策(6) 自主規制機関などとの連携

- ▶ 全体としての市場監視機能を強化するため、自主規制機関の行う考査・監査や、ルール整備、市場参加者や投資家への情報発信・提供の面での連携を一層強化していきます。

J-IRISS

- J-IRISS（ジェイ・アイリス：Japan-Insider Registration & Identification Support System）
 - ・ 内部者取引等の未然防止を目的として、上場会社の役員に関する情報を登録するデータベース。
 - ・ 日本証券業協会が全国の証券取引所の協力の下に運営。
 - ・ 証券会社は、顧客情報と当該データベースの役員情報を照合・確認が可能。
→不公正取引等を水際で確認し、可能な限り、排除。
- 23年6月 日証協「内部者取引の未然防止のためのJ-IRISSの活用に関する検討報告」を踏まえ、金融庁総務企画局長、監督局長、証券監視委事務局長連名で書簡（日証協、各取引所宛）送付
→J-IRISSへの登録促進に向け、自主規制機関及び金融庁・証券監視委は、連携して対応。
- この他、金融庁・証券監視委は、各種講演において、上場企業関係者に、J-IRISSへの登録を呼びかけ。



「J-IRISSの活用等を通じたインサイダー取引の防止に向けた取組みについて」（要請）（一部抜粋）

インサイダー取引の防止に向けては、証券会社のみならず、上場会社を含めた市場関係者が一丸となって対応すべきであることを全ての市場関係者が改めて強く認識する必要があります。

貴協会におかれましては、今後ともJ-IRISSへの登録促進について上場会社に対し働きかけるとともに、協会員である引き受け幹事証券会社にも協力要請を行うなど様々な取組みを通じて、インサイダー取引の防止に向けた対応を更に一層推進いただくよう宜しくお願いいたします。

証券・金融の不公正取引の基本的是正策に関する答申(要旨)

平成3年(1991年)9月13日
臨時行政改革推進審議会

今般の証券会社による特定顧客に対する損失補填、暴力団関係者との不明朗な取引など一連の不祥事に関連して、内閣総理大臣から証券市場の監視・適正化のための是正策について検討するよう要請を受けた。

近年、我が国の証券市場は急速な拡大・国際化を遂げ、その結果、日本経済のみならず、世界三大証券市場の一つとして世界経済全体に対する効率的な資金配分機能の重要な一翼を担うこととなった。

我が国の証券市場が内外の信頼を確保し、世界経済において、その市場の大きさに見合った責務を果たしていくためには、今回の問題及びこれに対する内外の批判をも踏まえつつ、我が国証券市場及び行政の在り方について全般的な見直しを行う必要。当審議会としては、改革の大綱を早急に提示すべく、いかにして自由、公正で透明、健全な証券市場の実現を図るかを基本目標として、答申をとりまとめ。

1. 証券行政の見直しと透明性の確保

…業界の保護・育成から競争原理の活用、投資家保護の徹底を旨とした市場育成へと行政を転換。

(1) 証券行政の在り方の見直しと競争の促進

証券市場の自由化を進め競争の一層の促進を図る観点から、新規参入の促進、株式等の委託手数料の自由化。

(2) 証券行政の透明化

ルールの明確化の観点から、通達等を全面的に見直し。(性格に応じ法令化、自主規制機関の規則への移行)

2. 自主規制機関の機能の充実・強化

健全な資本市場の発展を確保するには、市場関係者による自主的な改革努力が必要。市場ルールの遵守を行政のみで監視することは困難。「自主規制機関を通じた証券市場の規制」を重視し、自主規制の定着を図る。

3. 検査・監視体制の在り方

上記により、自主規制機関による自主規制機能の充実、強化を行った上で、次のとおり、市場ルールの遵守状況を中立的・客観的な立場から検査・監視する体制と仕組みを確立。

- ・ 行政部門から独立した、国家行政組織法8条に基づく委員会を設置。公正で権威の高い第三者がこれを統括。
- ・ 国税犯則調査に準ずる強制調査権と告発権限、行政処分等を求める勧告、施策の建議を行う。

4. 自己責任の徹底等

- ・ 証券界及び投資家において、自己責任原則の重要性が再認識される必要。
- ・ 自由化・効率化の中で経営の基本が見失われないよう、証券会社及び金融機関において、早急に内部監査制度の充実、内部牽制機能の強化など内部管理体制の総点検・見直しが必要。
- ・ 暴力団の不当な介入を排除する対策と連携体制を構築する必要。

歴代委員長・委員推移表

	H4. 7~H7. 7 (第1期)	H7. 7~H10. 7 (第2期)	H10. 7~H13. 7 (第3期)	H13. 7~H16. 7 (第4期)	H16. 7~H19. 7 (第5期)	H19. 7~H22. 12 (第6期)	H22. 12~H25. 12 (第7期)
委員長	水原 敏博 (元名古屋高検検事長)	水原 敏博 【再任】	佐藤 ギン子 【再任】	高橋 武生 【再任】	高橋 武生 【再任】	佐渡 賢一 (元福岡高検検事長)	佐渡 賢一 【再任】
委員	成田 正路 (元NHK解説委員)	成田 正路 【再任】	高橋 武生 (元福岡高検検事長)	川岸 近衛 【再任】	野田 晃子 【再任】	福田 眞也 (元監査法人トーマツ 代表社員)	福田 眞也 【再任】
委員	三原 英孝 (元会計検査院 事務総長)	佐藤 ギン子 (元労働省総務審議官) (元在ケニア駐劬 特命全権大使)	川岸 近衛 (元読売新聞社 解説副委員長)	野田 晃子 (元中央青山監査法人 代表社員)	水城 武彦 (元NHK解説委員)	熊野 祥三 (元証券取引等監視委員会 委員長補佐官) (元野村ホールディングス 取締役)	吉田 正之 (元長島・大野・常松 法律事務所顧問)

課徴金勧告・告発の状況

区分	年度	H17	H18	H19	H20	H21 (H21.4~ H22.3)	H22	H23
課徴金納付命令勧告		9	14	31	32 (15)	53	45	29
	開示書類の虚偽記載等事案	0	5	10	12 (5)	10	19	11
	相場操縦事案	0	0	0	2 (1)	5	6	3
	インサイダー取引事案	9	9	21	18 (9)	38	20	15
告 発		11	13	10	13 (4)	17	8	15
	開示書類の虚偽記載等事案	4	1	2	4 (2)	4	2	4
	風説の流布・偽計事案	1	0	2	2 (0)	3	1	4
	相場操縦事案	1	3	4	0 (0)	3	1	1
	インサイダー取引事案	5	9	2	7 (2)	7	4	6

(注1)20年度までは「事務年度ベース」7月～翌年6月、21年度からは「会計年度ベース」4月～翌年3月。

(注2)20年度()内は「会計年度ベース」への移行のための21年度との重複期間(21年4月～6月)の件数。

勧告・告発・申立ての実施状況

単位: 件数

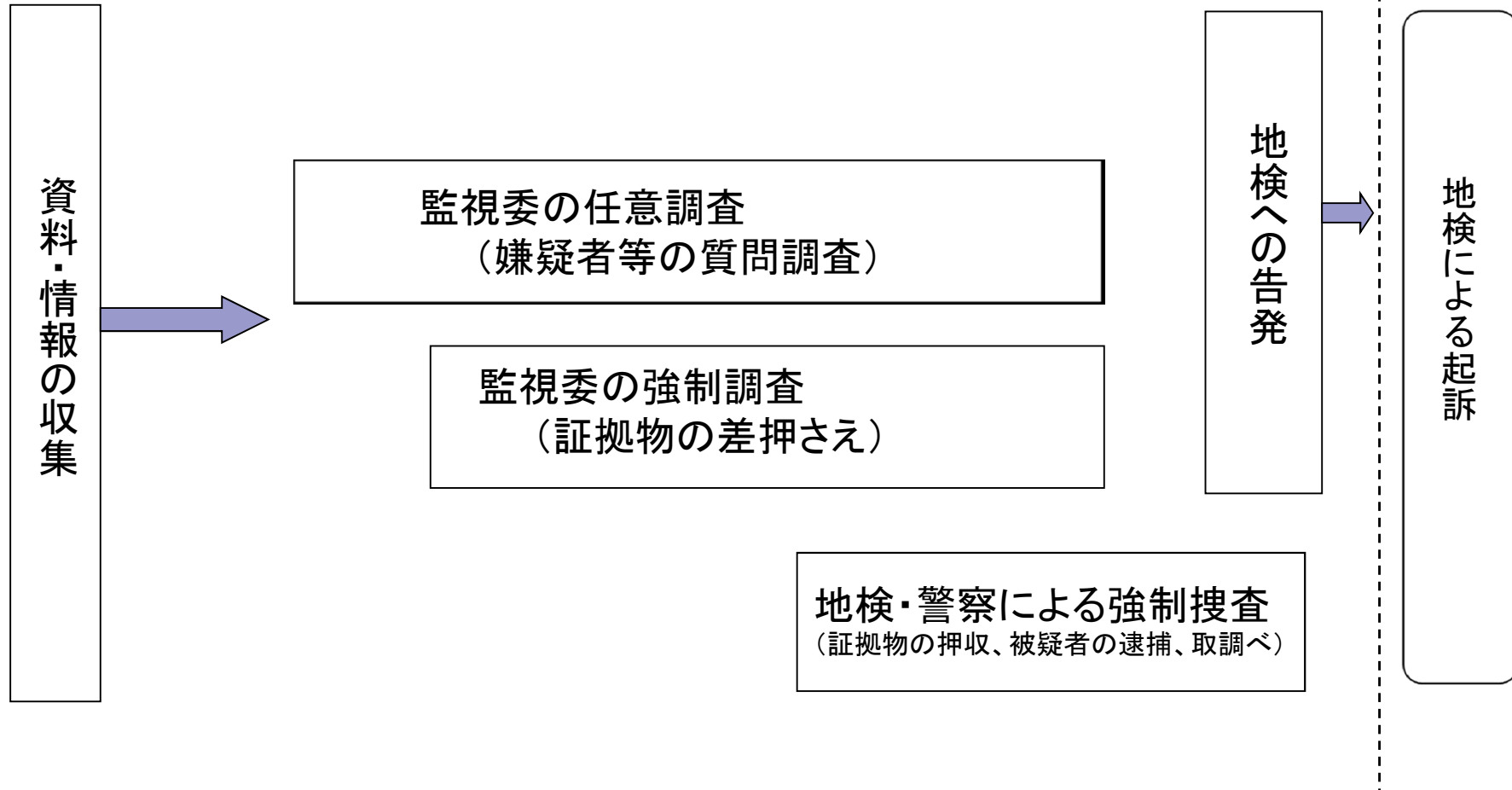
区 分 \ 年 度	4~13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	合 計
犯則事件の告発 (件)	43 (4.3件/年)	10	10	11	11	13	10	13 (4)	17	8	15	157
勧 告 (件)	214	30	26	17	39	43	59	50 (19)	74	63	45	641
証券検査結果等に基づく勧告	214 (21.4件/年)	30	26	17	29	28	28	18 (4)	21	18	16	441
課徴金納付命令に関する勧告	—	—	—	—	9	14	31	32 (15)	53	45	29	198
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	—	—	—	—	1	1	0	0 (0)	0	0	0	2
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て(件)	—	—	—	—	—	—	—	0 (0)	0	2	3	5

(注)平成20年度まで「事務年度ベース」7月～翌年6月、

平成21年度から「会計年度ベース」4月～翌年3月。

なお平成20年度()内書きは「会計年度ベース」への移行のための平成21年度との重複期間(平成21年4月～6月)の件数である。

犯則調査の流れ

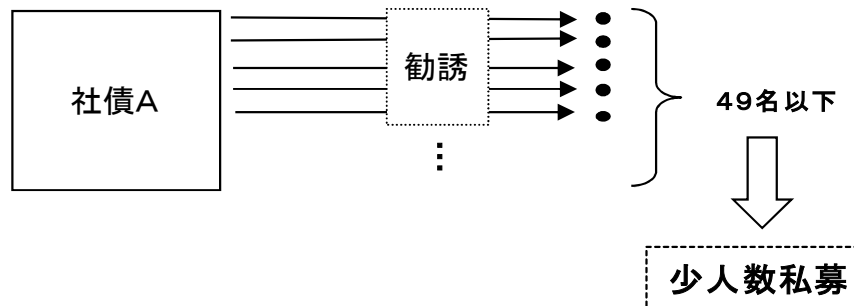


株式や社債等の無届募集への対応

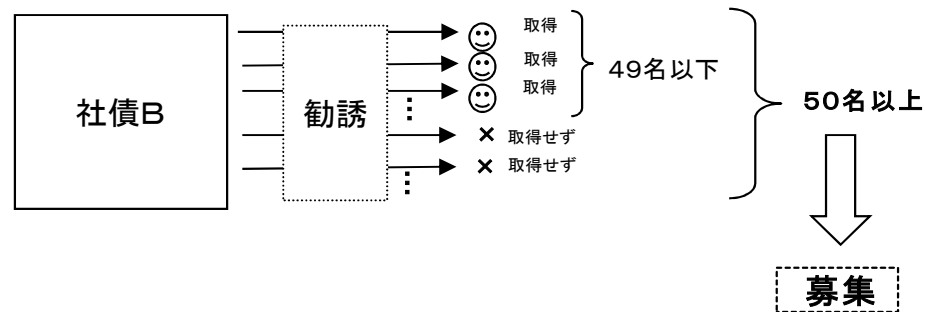
対応	事件概要
告発	<p>(株)丸美に係る無届社債券募集事件 犯則嫌疑者は、多数の一般投資家に社債券を募集して資金を調達しようとして企て、有価証券届出書を提出せずに約1万5000名に対して社債券取得申込を勧誘し、募集した。(平成23年2月9日 犯則嫌疑法人及び犯則嫌疑者を告発。平成24年5月現在、公判係属中)</p>
課徴金①	<p>ワールド・リソースコミュニケーション(株)(旧アフリカントラスト(株)及びアフリカパートナー(株))は、有価証券届出書を提出せずに多数の投資家に対して社債券取得申込を勧誘し、募集を行い、延べ46百名以上の投資家に総額約86億円の社債券を取得させた。(平成23年4月15日 勧告、同年9月22日 課徴金1億9,441万円決定)</p>
課徴金②	<p>東亜エナジー(株)は、有価証券届出書を提出せずに多数の投資家に対して社債券取得申込を勧誘し、募集を行い、延べ14百名以上の投資家に総額約27億円の社債券を取得させた。(平成23年6月28日 勧告、同年8月24日 課徴金6,092万円決定)</p>
裁判所への禁止命令等の申立て	<p>無届募集(株式等)の禁止等 (株)生物化学研究所は、(株)大経と連携して、有価証券届出書を提出せずに多数の投資家に対して自社の株式及び新株予約権の取得申込を勧誘し、募集した。(平成22年11月26日 申立て、平成22年12月 裁判所の命令が発令)</p>

【参考】 少人数私募の考え方

- 社債券について49名以下に勧誘

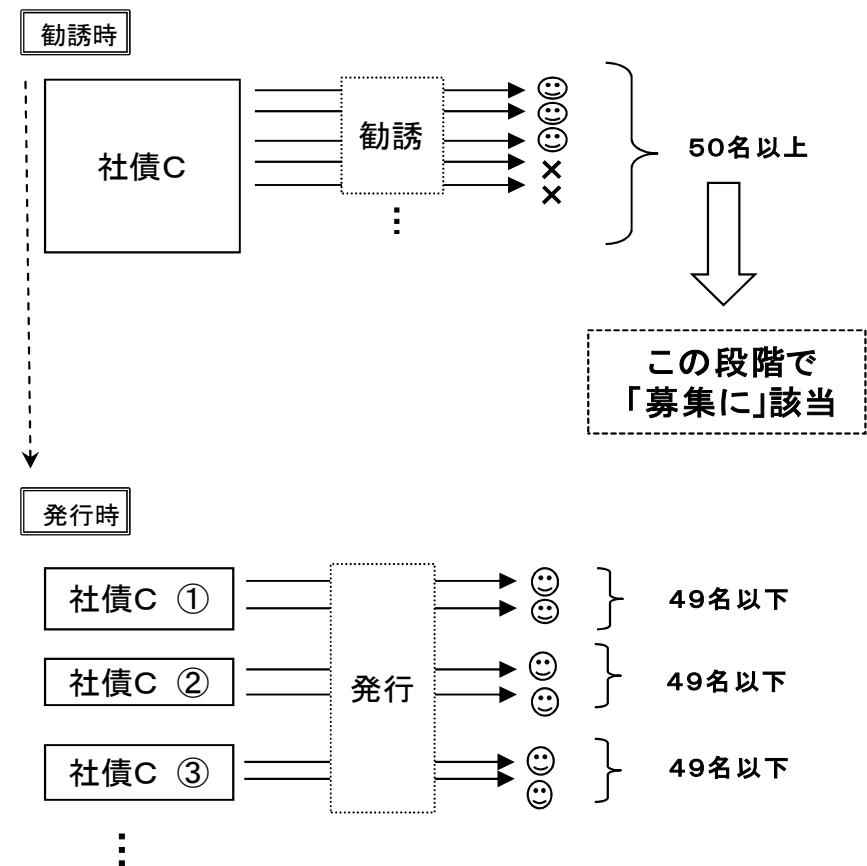


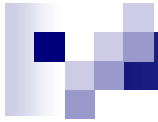
- 社債券について50名以上に勧誘
49名以下が取得



【問題事例】

- おおまかな利率を示して50名以上に勧誘
回号ごとに利率をわずかに変え、各回49名以下が取得





ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel: 03-3581-9909

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854